

「SIM ロック解除ガイドライン」改正案に対する意見及び総務省の考え方

1. 経緯及び目的

<p>意見1-1 本ガイドラインの改正案は、利用者が使いたい携帯電話端末と契約したい事業者(MVNO含む)を自由に組み合わせることができる環境整備の一助を担うものであり、賛同。</p>	<p>考え方1-1</p>
<p>■ 本ガイドラインの改正案は、利用者が使いたい携帯電話端末と契約したい事業者(MVNO含む)を自由に組み合わせることができる環境整備の一助を担うものと考えております。</p> <p>携帯電話市場を活性化させる上でも重要であり、本改正案は非常に有効であると考えられますので賛同いたします。</p> <p>【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見1-2 SIM ロック解除可能端末か否かでキャッシュバックの額に多寡はなく、端末のSIM ロック解除の可否と販売奨励金の額との間に関係性はないことから「SIM ロックが多額のキャッシュバックの一因」という記述は不適切。</p>	<p>考え方1-2</p>
<p>■ 販売奨励金は、基本的には顧客獲得のために代理店等に提供されるものであり、実際の販売においても、弊社及び他社ともに SIM ロック解除可能端末か否かでキャッシュバックの額に多寡は設けられてはいないと認識しています。したがって、各社において、利用者が購入する端末の SIM ロック解除の可否と販売奨励金の額との間に関係性はないことから「SIM ロックが多額のキャッシュバックの一因」という本ガイドライン(改正案)の記述は利用者へ誤解を与えかねず適切ではないと考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>■ 利用者が他の電気通信事業者のサービスに乗り換える場合、SIMロック端末は利用できないため、新たに端末を購入する必要が生じる。</p> <p>したがって、他の電気通信事業者からの乗換えを促すためには、端末代金も含めた乗換コストを上回るインセンティブが必要となることから、SIM ロックは乗換時のキャッシュバックの額を増加させる要因の一つとなると考える。</p>

<p>意見1-3 SIMロックが「他事業者のサービスへのスイッチングコストの増加や新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因にもなっている」ことは紛れもない事実であり、「一因となっている事実があり、またその指摘もされている」という記載に変更すべき。</p>	<p>考え方1-3</p>
<p>■ SIMロックが「他事業者のサービスへのスイッチングコストの増加や新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因にもなっている」ことは紛れもない事実であり、「指摘がなされている」という記載だけではなく、「SIMロックは(中略)一因にもなっている事実があり、またその指摘もされている」という記載に変更すべきと考えます。</p> <p>【日本通信(株)】</p>	<p>■ 本項目は、本改正案を作成するに至った経緯を記述した部分であり、「ICT サービス安心・安全研究会」で指摘があったという事実を記載したものである。</p>
<p>意見1-4 既に対応周波数帯等の端末仕様が共通化され、各事業者向けに同一仕様で対応している端末が販売されており、技術的な障壁がなくなっていることも踏まえ、「事業者間の通信方式や端末の仕様等の共通化は進みつつあり、そのような端末が市場に流通しはじめている。」と言って差し支えない。</p>	<p>考え方1-4</p>
<p>■ また、「近年のLTEやスマートフォンの普及といったモバイル通信市場の環境変化によって、事業者間の通信方式や端末の仕様等の共通化が進みつつある。」に関して、既に対応周波数帯等の端末仕様が共通化され、各事業者向けに同一仕様で対応している端末が販売されており、技術的な障壁はなくなっていることも踏まえ、「事業者間の通信方式や端末の仕様等の共通化は進みつつあり、そのような端末が市場に流通しはじめている。」と言って差し支えないと考えます。</p> <p>【日本通信(株)】</p>	<p>■ 既に対応周波数等の端末の仕様が共通化され、実際にそのようなグローバル端末等が流通していることを踏まえた上で「事業者間の通信方式や端末の仕様等の共通化が進みつつある。」と記載したものである。</p>

2. 用語の定義

意見なし。

3. 基本的な考え方

意見3-1 改正案により SIM ロック解除を推進することに賛成。	考え方3-1
<p>■ ガイドライン改正案に記載されているとおり、SIMロックによる弊害は多いことから、記載内容に賛同するとともに、SIMロック解除によってこれらの課題が解決すると思えます。</p> <p>さらに、事業者から挙げられている、SIMロックを設定しない場合の懸念点①、②、③に対して、「SIMロック解除に応じないことの適正性・合理性の根拠とは認められない」と、適切に評価されている点に関しても全面的に賛同します。</p> <p>また、「利用者(既に自社の役務契約を解約した利用者も含む。以下同じ。)からSIMロック解除の申し出があつたにもかかわらず事業者が正当な理由なくこれに応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときは、業務改善命令の要件(電気通信事業法第 29 条第1項第 12 号)に該当すると思われる」という記載に関して、現行ガイドラインを改正し、SIMロック解除を行わないことを業務改善命令の要件にすることにより、本ガイドラインに実効性が担保されるに至ったことを高く評価します。</p> <p>【日本通信(株)】</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>■ SIMロックは、利用者による自由な端末とサービスの選択を阻害し、端末を特定のネットワークに縛りつけ、利用者の利便性を阻害するものです。また、割賦終了後においても、通信キャリアが端末にSIMロックをかけ続けることは、利用者の所有権等の権利を侵害するものです。これらのことからSIMロックはそもそもするべきではないと考えます。このような現状が改善されるSIMロックの廃止、またSIMロックの解除の推進には大いに賛同します。実際に現在多くの諸外国においてもSIMロックがされていない、もしくはSIMロックされている場合であっても、一定条件の下でユーザの要求に応じてSIMロックが解除されている状況を鑑みると、SIMロック解除が日本においても促進されることは国際動向とも整合します。</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>

<p>【(一社)インターネットプロバイダー協会】</p>	
<p>■ SIM ロックについて、利用者利便性を損なうものであることを指摘し、利用者の求めによりSIMロック解除に応じることが適当であること、および利用者からのSIMロック解除の申し出に対し事業者が正当な理由なくこれに応じないことを業務改善命令の要件として認めたことは、当協会が2014年3月に発表した「MVNOの事業環境の整備に関する政策提言」において提言した方向性と軌を一にするものであり、これを高く評価し賛同いたします。</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>
<p>【(一社)テレコムサービス協会】</p> <p>■ 本ガイドラインの改版により、利用者間の不公平性が改善され、また携帯電話を利用した通信サービス市場が、活性化されることを希望いたします。</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>
<p>【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】</p>	
<p>■ 「SIMロック解除」についてですが、NTTドコモ、au、ソフトバンクなどのキャリアに対して義務付けることに対し賛成です。</p> <p>NTTドコモではすでに手数料を支払えば「SIMロック解除」がすべての機種ではないですが行っているのでまったく問題ないと思います。</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>
<p>【個人】</p> <p>■ 1)本件は、全面的に支持する。</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>
<p>【個人】</p> <p>■ 「業務改善命令の要件(電気通信事業法第29条第1項第12号)に該当すると考えられる。」とした「基本的な考え方」について大いに賛成する。この「基本的な考え方」をゆるぎなく堅持されたい。</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>

<p>【個人】</p> <p>■ 各通信会社で sim ロック解除の受付を行うことについては賛成意見です。なぜなら、最近では通信形態に詳しい者は通信料を安く済ませたりすることが可能であるが、そうでない人は一般的に知られている通信企業との契約に満足するしかなく、それが本人の利用と通信料の見合うものでない場合でも仕方なく契約して利用する者が大変多いからです。もし各通信企業が sim ロック解除に踏み切れば、自分の好きな端末で好きな通信形態を選ぶことができ、公平な情報通信を利用することができると思ったからです。</p> <p>どの通信キャリアでも、sim カードを差し替えるだけで好きな情報通信を行うことができるというのは大変素晴らしいことだと思います。実際に、最近では日本でも自分に合った通信契約を細かく選択できる通信企業が目立ち始めています。また、これを十分に利用することができるのは一般的に sim ロック解除端末です。国際的に見ても、情報通信を強みとしていく日本にはこの壁は乗り越えるべきだと感じています。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>
<p>■ 本ガイドラインの公表および各事業者指導は望ましい方向性である。</p> <p>携帯電話ビジネスの拡大時期が終わり、現在では停滞期となった。各事業者とも解約が困難な料金・サービス体系をとることにより、通話・通信料が高止まりしている。本ガイドラインにより、各事業者はサービスの向上と料金の低下による健全なる競争が実現することを望む。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>
<p>■ 「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正案 事業者は、利用者の求めに応じて SIMロックの解除に応じることが適当である に賛成します。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ</p>
<p>■ SIMロック解除に関するガイドラインに対する改正案について、その目的・考え方・方</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>

<p>針・手段等、全体を通してその方向性に賛同します。</p> <p>【日本通信(株)】</p>	
<p>■ 利用者の利便性を鑑みると、利用者が求める場合に、可能な限り迅速、容易かつ利用者の負担なくSIMを差し替えられる環境を実現することが望ましいと考えます。</p> <p>【ソネット((株)】</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>
<p>■ SIM ロック解除の義務化について賛成します。しかし、抜け穴が大きいので、ぜひ更に義務にして頂きたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>
<p>■ 携帯電話料金の高止まりは、各携帯会社による SIM ロックも一因ではないかと思えます。総務省の提示通り、SIM ロック解除に全面的に賛成です。携帯電話機器は、携帯会社のものでなく、各利用者の資産です。携帯会社による使用制限は不当と思えます。この点からも SIM ロック解除を早期に進めてほしいと思えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>
<p>■ SIM フリー化に賛成です。合わせて格安 sim と IP 電話を推奨して ICT にコストが掛からないように奨めてください。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>
<p>■ 来年から実施されるであろう SIM ロック解除に関して、質問と意見があります。まず、SIM ロック解除をキャリアがすることにより、消費者やユーザーにはかなりのメリットがあると考えられるため、わたしは賛成です。</p> <p>今現時点でキャリアが設けている料金プランはあまりにも選択肢が少なく、使用者の需要に見合っていないものが多いと思います(例えば通話をあまりしないユーザー</p>	<p>■ 考え方3-1に同じ。</p>

<p>でも電話かけ放題に加入が必要なだとか、ネットをあまり使用しないユーザーでも7GBのインターネットプランしかないとか)。</p> <p>SIMロック解除がされることによって、自分に見合った料金プランを設けている通信会社のSIMカードを使用が可能になります。そして、日本に来る短期滞在者のためのSIMカードも最近増えつつあると思いますが、これが外国からの旅行客にはとても大きなメリット、便利があると考えます。</p> <p>次に、キャリアが今までSIMロック解除を拒んできた理由として「需要がないから」とありますが、実際にはSIMロック解除を希望するユーザーはかなり多いです。その上「下取り」という名目で、機種変更前に使用していた端末を買い取り、旅行客に高額な金額でレンタルをしたり、キャリア側でSIMロック解除を行い、ロシアやアメリカに中古品として販売をしています。下取りをした時点で、キャリアがどのようにその端末を使用するかはキャリアの判断によると思いますが、それにより新たなビジネスが生まれているということ、ユーザーには端末のSIMロック解除をしないことで独占的に市場を牛耳っているのではないのでしょうか。この辺は総務省側は把握をしてらっしゃるのか、疑問です。</p> <p>【個人】</p>	
<p>意見3-2 既に市場でSIMフリー端末が容易に入手可能な環境を踏まえると、MNOが主体となってSIMロック解除を行う意義は薄れており、利用者の求めに応じてSIMロックを解除するか否かについては、事業者の判断に委ねるべき。</p>	<p>考え方3-2</p>
<p>■ 携帯電話端末市場は、一部記事においても報じられているように(※)、この1~2年の間にMNO各社によるSIMロック解除端末の提供の他、メーカー各社からiPhoneやNexus等のSIMフリー端末の提供が行われたり、MVNOから自社ブランドを掲げた「独自スマホ」が提供されたりしてきたことで急速に拡大しているところであり、利用者が自らのニーズに合致した端末を自由に選択できる環境が一層整いつつある状況です。</p> <p>加えて、SIMロック解除実施の有無は本来端末の問題であることや、前述のとおりSIMロック解除されたMNO各社の携帯電話端末で他社のネットワークや通信サービ</p>	<p>■ SIMロックは利用者の過度な困込みを通じて利用者の利便性や適正な競争を損なうことが問題と指摘されており、こうした問題は、端末購入時にSIMフリー端末という選択肢を用意することにより解消されるものではないため、事業者は利用者の求めに応じてSIMロック解除に応じることが適当と考える。</p>

<p>スを自由に利用できる環境が未だ整っていないわけではない点も踏まえると、MNO 各社が主体となって SIM ロックを解除する意義は薄れてきていると考えます。</p> <p>※11月13日付日本経済新聞に「一般利用者の格安スマホは国内で100万台を超え、半年間で倍増した」との報道あり。</p> <p>【ソフトバンクモバイル(株)】</p>	
<p>■ 既に市場ではSIMフリー端末が容易に入手可能な環境にあり、SIMロックされた端末以外の選択肢が利用者に用意されています。</p> <p>このような場合、端末に最初からSIMロックをかけるか否か、かけたSIMロックを利用者の求めに応じて解除するか否かについては事業者による自由なビジネス上の判断に委ねていただきたいと考えます。</p> <p>【KDDI(株)】</p>	<p>■ 考え方3-2に同じ。</p>
<p>意見3-3 業務改善命令の適用について賛成。業務改善命令の要件「利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるとき」については、事業者がSIMロック解除を行わないことにより利用者が通信サービス契約の解約に支障が出る場合が該当するとして、脚注に明記すべき。</p>	<p>考え方3-3</p>
<p>■ 「利用者から SIM ロック解除の申し出があったにもかかわらず事業者が正当な理由なくこれに応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときは、業務改善命令の要件に該当する。したがって、事業者は、利用者の求めに応じて SIM ロックの解除に応じることが適当である。」との部分は賛成する。</p> <p>ただし、「利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるとき」の具体例として、SIM ロックが解除できないことにより、通信サービス契約の解除・解約等に支障が出る場合も想定していることを脚注等で明記するべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p> <p>なお、本改正案の「3. 基本的な考え方」で示した「電気通信の健全な発達又は利用者利益の確保に支障が生じるおそれがあるとき」については、個別具体的に判断することになる。</p>

<p>■ 「利用者から SIM ロック解除の申し出があったにもかかわらず事業者が正当な理由なくこれに応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときは、業務改善命令の要件に該当する。したがって、事業者は、利用者の求めに応じて SIM ロックの解除に応じることが適当である。」との部分は賛成する。</p> <p>ただし、「利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるとき」の具体例として、SIM ロックが解除できないことにより、通信サービス契約の解除・解約等に支障が出る場合も想定していることを脚注等で明記するべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方3-3に同じ。</p>
<p>意見3-4 SIMロック解除の推進にあたっては、利用者の利便性に加えて事業者における公平な運用も十分配慮されるべき。</p>	<p>考え方3-4</p>
<p>■ 弊社は平成22年に制定されたガイドラインに基づき、既に殆どの機種で解除にしておりますが、ガイドライン改正によるSIMロック解除の推進にあたっては、利用者の利便性に加えて事業者における公平な運用も十分配慮されるべきと考えます。</p> <p>【(株)NTTドコモ】</p>	<p>■ 御指摘の点については、改正ガイドラインの運用において配慮してまいりたい。</p>
<p>意見3-5 SIMロック解除について電気通信事業法第29条(業務改善命令)の適用要件について、より実効性が担保されるよう省令に反映すべき。</p>	<p>考え方3-5</p>
<p>■ 本ガイドラインを遵守しない事業者に対しては電気通信事業法第29条(業務改善命令)の要件適用が明確に示されておりますが、より実効性が担保される端末設備等規則等の省令に反映されることを要望いたします。</p> <p>【フュージョン・コミュニケーションズ(株)】</p>	<p>■ 御指摘の点については、実効性が担保されるよう改正ガイドラインの運用において配慮してまいりたい。</p>
<p>意見3-6 SIM ロック解除して他事業者に移っても周波数や通信方式等の違いによる制限があることから、利用者が混乱することとなり、事業者に対する不当な評価につながる。</p>	<p>考え方3-6</p>

<p>■ 該当部分:「上記①については、利用者に対し適切な説明をした上でその選択に委ねることが適当であると考えられる」</p> <p>意見:事業者から販売される端末は自社のネットワークに対して最適化して販売されております。利用者自体が他社のネットワークとの相性が悪いと納得しつつ利用事業者を変更しても、特定の周波数における基地局の整備度合いの違いなどによって不満を持つことは否定できず、その不滿意見を「理解のできない利用者」が誤って理解することは決して防げません。これによって生まれる事業者に対する不当な評価についてはどうお考えでしょうか？</p> <p>該当部分:「従来SIMロック解除に関する問題点として指摘されてきた通信方式や端末の仕様の相違等については小さくなりつつある」</p> <p>意見:VoLTE の導入に伴い、携帯電話にとって一番重要となる音声通話の利用に関しても設定が必要となり、溝は狭くなったものの深くなったと考えられます。そして同時に、某社の携帯電話のようにSIMロックフリーないしはSIMロック解除が可能であるものの、他社での利用に支障をきたすような仕様の携帯電話の発売も十分に考えられます。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 本改正案の「5. (1)利用者への説明」で示しているように、事業者は利用者に対して、無用な混乱を引き起こさないようにする観点からも、他の事業者のSIMが差し込まれた場合に通信サービスやアプリケーション等の利用の全部又は一部が制限され得ることを、店頭での説明、パンフレットやホームページへの掲載等により利用者が理解できるよう努めることが適当と考える。</p>
<p>■ 周波数及び通信方式が一致していても、事業者ごとに周波数遷移が可能な組み合わせが異なることから、混乱を呼ぶだけです。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方3-6に同じ。</p>
<p>意見3-7 販売時からSIMロックを設定しないことが適当。</p>	<p>考え方3-7</p>
<p>■ 海外の事例で一定期間経過後SIMロック解除に応じているのは、過去に日本が行っていたような奨励金モデルを採用しているためです。</p> <p>日本では端末代金を海外に比べ高額な金額で販売し、月々の割引により実質負担を減らしているのは文中にある通りです。端末の入手のみを目的とした役務契約を行</p>	<p>■ 端末の割賦代金等を支払わない行為又は端末の入手のみを目的とした役務契約その他の不適切な行為を防止するために事業者が販売時にSIMロックを設定することは一概に否定されるものではないと考える。</p>

<p>い、即時解約したとしても、端末代金の割賦代金の支払い義務は残ります。</p> <p>以上、日本において割賦代金の踏み倒しや端末の入手のみを目的とした役務契約は SIM ロックの有無にかかわらずことから、SIM ロック解除された状態で販売することが適当です。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ sim ロックは販売時より解除されているべきです。利用者が海外渡航時に本人の情報端末を sim 交換によって使えるべきです。</p> <p>大きな問題は、今までの携帯販売方法です。2年縛り、販売奨励金、キャッシュバックといった方法で携帯各社は困り込みを行ってきました。また契約解除時に不当な解約金を取るなど、やくざよりたちが悪い商売をしています。即刻、フェアな取引に是正されるべきです。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方3-7に同じ</p>
<p>■ ・SIM ロック解除は条件を満たしていれば申し出等を行わなくとも自動的に解除されるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の機種変更や解約時のプロセスに SIM ロック解除を必須として組み込むべき ・事業者との契約完了後の端末が SIM ロックで事業者に縛られているというのは健全な状態とはいえない ・SIM ロックの理由に毎月の携帯電話利用料の割引を言われる場合があるが、中途解約には違約金があり解約後も SIM ロックの解除はされないのでは単なるこじつけではない ・SIM ロック解除は無料で提供されるべきもので費用を請求し SIM ロック解除を萎縮させるべきではない <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方3-7に同じ。</p>

4. 具体的な SIM ロック解除の方法等

(1) 対象となる端末

<p>意見4-1 SIMロック解除に必要な申込みや手続は利用者にとって簡易である事が望ましい。</p>	<p>考え方4-1</p>
<p>■ また、SIMロック解除に必要な申込みや手続は利用者にとって簡易である事が望ましいと考えます。</p> <p>【ソネット((株)】</p>	<p>■ 本改正案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>■ 端末提供事業者のSIMロック解除手数料の無料化は、スイッチングコストの軽減になるので、是非実現して欲しい。</p> <p>また、現在、プリペイド携帯電話のSIMを、SIMロック解除された他社の端末で利用しようとする場合、回線提供事業者は、</p> <p>(1)回線契約がない場合、新規加入事務手数料を支払えば、通信方式が異なる場合を除き、他社の端末をすべて利用できることにしている。</p> <p>(2)回線契約がある場合、新規加入事務手数料は不要であるが、元々SIMフリーのスマートフォンしか利用できず、他社のSIMロック解除された携帯電話の利用の受付を不可としている。すなわち、技術的に可能であるにも関わらず、新規の回線契約とその費用が必要になる。</p> <p>このようなスイッチングコストを支払わなくて済むようにガイドラインに是非盛り込んで欲しい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方4-1に同じ</p>
<p>意見4-2 日本国内における全ての携帯端末機器について、例外なく無償での SIM ロック解除の対象とすべき。データ通信機能しか持たないタブレット端末や M2M モジュールの搭載製品も SIM ロック解除の対象とすべき。</p>	<p>考え方4-2</p>
<p>■ SIM ロック解除を導入することにより国民は安価な通信手段の選択肢を得る事ができ情報通信産業の更なる活性化が期待できる。日本国内における全ての携帯端末機</p>	<p>■ 本改正案では、原則として全ての端末についてSIMロック解除に応じることを求めており、本改正案に賛同の御意見として</p>

<p>器が例外なく無償で SIM ロック解除の対象となることを切望する。</p> <p>【個人】</p>	<p>承る。</p> <p>なお、本改正案に示したとおり、いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルータ及びUSBモデムといった汎用的に通話やデータ通信を行うための端末以外の端末(フォトフレーム等の端末)や、技術的にSIMロック解除が困難な端末(M2M端末や組込型端末等)、特定の事業者の通信方式・周波数のみに対応している端末(WiMAXやCDMA2000のみに対応している端末等)等について、SIMロック解除を行わないことが、現時点において公正な競争又は利用者利便の確保の観点から大きな支障とはならないと考えられる。</p> <p>ただし、総務省においては、改正ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直すとともに所要の対応を行ってまいりたい。</p>
<p>■ 「本ガイドラインは、平成 27 年5月1日以降新たに発売される端末について適用する」ことに関して、一部の端末(たとえば iPhone 等)が事業者の恣意的な判断により対象外とされることは、利用者の利便を損なう可能性が高いため、そのような例外が作られることのないような措置が取られることを強く要望します。</p> <p>【日本通信(株)】</p>	<p>■ 考え方4-2に同じ。</p>
<p>■ 通話機能を持ったスマートフォンだけでなく、3G/LTE通信によるデータ通信機能しか持たないタブレット端末も、SIMロック解除の対象である事を明記して欲しい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方4-2に同じ。</p>
<p>■ 該当部分:「SIMロック解除を行わないことが公正な競争又は利用者の利便の確保に大きな支障とはならないと考えられるものについてはこの限りでない」</p> <p>意見:意図的に SIM ロックを解除しなくても問題ないような仕様での設計を行い、脱法 SIM ロック端末の存在を許してしまうので例外規定を用意すべきでないと考えま</p>	<p>■ 考え方4-2に同じ。</p>

<p>す。以前のガイドラインには『対応可能なものからSIMロック解除を実施する』とあるのに、NTTドコモおよびイー・モバイル以外の事業者は SIM ロック解除に対し、非協力的であったことを鑑みるべきと考えます。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 本内容は、B2C 向けを想定した SIM ロック解除に留まっており、かつ②における附則が原則を覆す事となり <u>M2M モジュール</u>を搭載したハンディスキャナーや自動販売機などに対し、このガイドラインが及ばない事を非常に残念に思います。(パソコンも該当から除外されています。)</p> <p>今後は LTE 化が進み、通信システムが同一化すると見込まれますし、700MHz・1.5GHz・2.1GHz 帯は全ての免許人グループが有しており、かつ MVNO 事業者がデータ通信のみで参入できる事(M2M モジュールを搭載する機器を自社所有する法人が、自社で MVNO 事業者になる事を含む)(教育・医療・介護・防災・減災など官公需における入札条件に中小事業者や地域事業者が参加できる事によって<u>公正な競争を確保する事を含む</u>)からも、是非、<u>M2M モジュールの搭載製品においても、当該対象端末として取扱い、原則 SIM ロック解除に応じる事が適当と考えます。</u></p> <p>参考： ユビキタスモジュール・テレマティクスモジュール ドコモビジネスオンライン NTTドコモ http://www.docomo.biz/html/service/module/um/ M2M ソリューション au 法人・ビジネス向け KDDI 株式会社 http://www.kddi.com/business/mobile/m2m-solution/ M2M ソリューション ソフトバンクモバイル 法人のお客さま向けサイト http://mb.softbank.jp/biz/m2m/</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方4-2に同じ。</p>

(2) SIM ロック解除に関する手続

<p>意見4-3 利用者の公平性の観点から、SIM ロック解除に係る費用を全ての利用者が負担するのではなく、SIM ロック解除を希望する利用者が個別に負担するのが合理的。</p>	<p>考え方4-3</p>
<p>■ 弊社サービスに適合している端末に対して、他事業者のSIMを用いたときの機能の制約等を弊社では把握できないことから、お客様が利用上の問題を十分に理解されずに用いてしまうことを防ぐためにもSIMロックは継続する考えです。</p> <p>なお、SIMロック解除にかかる費用を全てのお客様が負担するのではなく、SIMロック解除を希望されるお客様に個別に負担していただくことが合理的であると考えます。</p> <p>【(株)NTTドコモ】</p>	<p>■ 端末の割賦代金等を支払わない行為又は端末の入手のみを目的とした役務契約その他の不適切な行為を防止するために事業者が販売時にSIMロックを設定することは一概に否定されるものではないが、SIM ロックは、専ら事業者側の事情によって利用者の端末の機能を制限するものであるため、利用者の求めに応じ、原則、利用者の負担無く解除に応じることが適当と考える。</p>
<p>■ 事業者は、そもそも自社ネットワークでの利用に合わせた端末として開発しており、他社 SIM を挿して利用する際の技術的課題から生じる利用者の混乱を回避するため、SIMロックをかけた上で販売しています。それを利用者の求めに応じてSIMロック解除できるようにする場合、システム対応コストが発生し、店頭で解除手続を実施すれば作業コストも発生します。これらについては、事業者のみではなく、SIMロック解除を求める利用者においても応分の負担をいただくことが公平性の観点からも妥当と考えます。</p> <p>この点、特に店舗における解除について事務手数料を請求することを妨げない場合があることが明記されていることは適切であると考えます。</p> <p>【KDDI(株)】</p>	<p>■ 考え方4-3に同じ。</p>
<p>■ 利用者の選択肢として、SIMロックをかけた端末、SIMロックをかけないSIMフリーの端末を選択可能な状況において、本来、SIMロックを外すという業務はSIMフリーの端末を選択した場合には発生しない業務であり、その業務を行うに当たって発生し</p>	<p>■ 考え方4-3に同じ。</p>

<p>た費用について請求することは、正当な対価の請求であることから、妨げられるべきものではないと考えます。</p> <p>電気通信事業者は、SIMロックの解除以外にも様々な手続き業務を行っており、業務を行う際に発生する費用及びその業務を行うために必要なシステムの開発費用については、相応の手数料を利用者にご負担いただいているのが現状です。</p> <p>しかしながら、SIMロックの解除のみ、この基本的な考え方と異なり、費用の請求ができないとなると、他の業務との整合性が取れず、他の業務においてご負担いただいている費用についても、その請求根拠が揺らぐものとなると考えられます。また、SIMロックの解除を実施しない利用者からすれば、SIMロック解除を実施した利用者にかかった費用を結果的に広く利用者全体で負担していただく構造となり、利用者にとっての公平性の観点からも望ましくないと考えます。</p> <p>したがって、手続業務に必要となる費用及びシステム開発費用については、正当に請求することができるルールとしていただくことが必要不可欠であると考えます。</p> <p>【ワイモバイル((株)】</p>	
<p>■ 現在は店頭でのみ SIM ロック解除の手続きを行っておりますが、今後、本ガイドライン改正案に従いインターネット、電話等による手続きも可能にするためには、新たなシステムや運用フローの構築が必須となる他、端末(データ通信専用端末等)によっては、現状のロック解除の手続きによる対応が困難なものもあり、新たな解除方法・フローの検討が必要となります。</p> <p>また、店頭、インターネット、電話のいずれの手段による手続きであっても、人手を介さずシステムだけで SIM ロック解除の手続きを行えるわけではなく、弊社内の従業員による何等かの作業が発生せざるを得ない状況です。</p> <p>したがって、本ガイドライン(改正案)への対応に必要なコストの回収の観点を踏まえると、SIM ロック解除を要望するお客様から、利用者の負担にならない程度で手数料相当を頂くことは一定の合理性があり許容されるべきと考えます。</p>	<p>■ 考え方4-3に同じ。</p>

<p>【ソフトバンクモバイル(株)】</p>	
<p>■ 本件改正案3は、利用者(既に自社の役務契約を解約した利用者も含む。以下同じ。)から SIM ロック解除の申し出があったにもかかわらず事業者が正当な理由なくこれに応じないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるときは、業務改善命令の要件(電気通信事業法第29条第1項第12号)に該当すると考えられるとしています。</p> <p>しかし、利用者において、SIM ロックが無料で解除できない代わりに安い役務と SIM ロックを無料で解除できる役務を自由に選択できるのであれば、合理的であり、利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがないと思います。</p> <p>したがって、SIM ロックが無料で解除できない役務であっても、同時に利用者において SIM ロックを無料で解除できる役務を自由に選択できる場合は、業務改善命令を発動できないこととするべきだと思います。</p>	<p>■ 考え方4-3に同じ。</p>
<p>【個人】</p> <p>■ そもそもの「SIM ロック」を無くし、メーカー主導の機器開発をさせるべき。キャリア主導の機器開発ではキャリアの意向で性能を作られてしまうし、意味もないアプリや機能(ワンセグなど、大半は使わない機能)が加えられてしまう。いままでキャリア用のメールアプリ以外使ったためしがない。そのキャリアメールも別のアプリで使えるのだから、キャリアが縛る理由がない。</p>	<p>■ 考え方4-3に同じ。</p>
<p>【個人】</p> <p>■ SIM ロック解除には賛同しますが、SIM ロック作業における無料の強制は、それを望まないユーザーに対する負担になる恐れがある事に加え、会計処理に課題が発生する恐れがあると考えます。やはり、ここにおいては、人的対応も必要と考えられ、新規契約手数料や MNP 発行手数料と同程度の人的コスト(工数)が掛かる、と考えられるからです。</p> <p>この事から、仮に当手続作業において無料を強制されるならば、その解除の為の人</p>	<p>■ 考え方4-3に同じ。</p>

<p>的コストを、誰が負担するのか？に行き着くのであり、事業者としては、どのユーザーが解除希望を出すのか分からない事を踏まえれば、そのコストは総収入の総費用から捻出する必要がある、と考えます。つまり、<u>会計処理としては損益計算書(IFRS:包括利益計算書)で、当該費用をどの費目で計上するのか？</u>であり、結果として、その借方費目は、当該端末の販売利益から差し引く事になると考えられます。</p> <p>その場合、事業者としては、当該端末販売利益から減益する事を見込まざるを得ず、<u>当該全販売端末に、等配分してコストを計上し販売する事</u>を取らざるを得なくなるでしょう。加えて、事業年度をまたいでSIMロック解除作業を受ける事(想定例:販売2年後に100万台のSIMロック解除が行われる等)を想定すれば、販売時に「SIMロック解除引当金」を貸借対照表(IFRS:財政状態計算書)に載せなければならなくなる手順が発生する事も必要となるのではないのでしょうか？</p> <p>なお、対案としては、解除料の上限金額を設ける事(例:5,000円以下など)、と提言申し上げる次第です。</p> <p>【個人】</p>	
<p>意見4-4 携帯電話端末を安価に販売する形態は、利用者による継続的な通信サービスの利用を前提に行われているため、SIMロック解除が推進されたとしても早期解約によりに生じる損失の回収が否定されるべきではない。</p>	<p>考え方4-4</p>
<p>■ 本ガイドライン(改正案)では、「迅速かつ容易な方法により、無料でSIMロックの解除を行うものとする。」とされていますが、SIMロック解除の推進に当たっては、MNOがこれまで築きあげてきたビジネスモデルが一概に否定されるものではないと考えます。</p> <p>つまり、弊社をはじめMNO各社においては、利用者が端末を入手し易いよう、従来から携帯電話端末を安価に販売する形でのビジネスモデルを構築してきたところであり、そのことが、ネットワークの品質向上や技術革新、多様な通信サービスの創出の取り組みと相まって、端末の普及及び通信の利用促進に繋がったものと認識しています。</p>	<p>■ 早期解約により生じる損失を補うためのコストの回収は一概に否定されるものではないが、例えば海外渡航時に現地国のSIMカードに差し替えて端末を利用する場合などSIMロック解除は必ずしも通信サービスの契約解除を伴うものではないことから、SIMロック解除と早期解約により生じるコストの回収の問題とを直接に結びつけることは適切ではないと考える。</p> <p>また、利用者が期間拘束のあるプランについて中途解約をする場合、事業者はSIMロック解除の有無にかかわらず通信サービスの契約解除料を徴収するほか、端末の割賦残債の支</p>

<p>この携帯電話端末を安価に提供する形態は、利用者による継続的な通信サービスの利用を前提に行われているものであり、事業者が定める期間内に契約が解除される場合には、早期解約により生じる損失を補うべく、そのコスト回収が否定されるものではないと考えます。</p> <p>この点は、SIM ロック解除が更に推進された場合であっても変わるものではなく、今後も事業者がコスト回収の実施の有無含め判断するものと認識していますが、仮に、その回収の在り方が問われる場合には、回収方法や料金額等の合理性、利用者への説明の有無、選択肢としてのSIMフリー端末の提供の有無等を総合的に勘案し、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保の観点からその適正性が判断されるべきと考えます。</p> <p>一方で、これまで行われてきた携帯電話端末の販売価格の行き過ぎた値引き等がコスト回収の必要性を増加させていた一面もあるため、業界として、利用者間の公平性の観点等を踏まえた適正化を図っていくことも必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル（株）】</p>	<p>払を請求することから、事業者がSIM ロック解除に対応することにより直ちにコストの回収に大きな影響が生じるとは考えられない。</p>
<p>意見4-5 防犯のため、SIM ロック解除時には本人確認が必要。</p> <p>■ 該当部分：「事業者は、可能な場合には利用者がインターネットや電話により手続を行えるようにするなど、迅速かつ容易な方法により、無料でSIMロックの解除を行うものとする」</p> <p>意見：簡便なSIMロック解除を要求するのは大変良いことであると考えますが、無料でSIM ロック解除を行うのは盗難からの海外持ち去りを防止することの妨げになると考えられます。防犯のため、SIM ロック解除時にはある一定の本人確認が必要であると考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>考え方4-5</p> <p>■ SIMロック解除を求める者が、利用者か否かの確認については、事業者において利用者利便に配慮しつつ適切に対応されることが適当と考える。</p>
<p>意見4-6 SIMロック解除に伴い、当該端末機器のMACアドレス等の機器固有番号について、管理可能なシステムを義務づけるべき。</p>	<p>考え方4-6</p>

<p>■ 2) 利用者の所有する端末機器本体が「割賦払い制度利用による新規購入時」の場合、個人的または、組織的な不正輸出等を行い、これによる不正利得が生じる可能性が否定できない為、通信事業者の〔SIMロック解除施行〕に伴い、当該端末機器のMACアドレス等の機器固有番号について、管理可能なシステムを義務付けること。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 今後の参考として承る。</p>
<p>意見4-7 SIM ロック解除猶予期間は制度の趣旨に反しており、認めるべきでない。不適切行為の抑止は別の方法で講じるべきであり、例えば端末の割賦代金の支払が完了していない間はSIMロック解除不可とし、支払後にSIMロック解除可能とすべき。あるいは、割賦代金の残債が存在している時点でも利用者利便の観点からSIMロック解除すべき。</p>	<p>考え方4-7</p>
<p>■ 「事業者が最低限必要な期間はSIMロック解除に応じないことなど必要最小限の措置を講じることを妨げるものではない。」</p> <p>これまでの通信事業者の対応をみると、このただし書きは拡大解釈の危険性が高いと言わざるを得ません。今回ガイドラインが骨抜きにされてしまうと、SIMロック解除は数年単位で遅れることとなります。</p> <p>この例を採用されてしまうと新しい端末は海外でSIM差し替えが不可能となり、利用者の利便性が大きく損なわれることとなります。SIMロック解除猶予期間は制度の趣旨に反しており、不適切行為の抑止は別の方法で講じるべきと考えます。割賦代金不払いについて言えば、端末の割賦代金が残る間はSIMロック解除不可とすれば良いはずです。</p> <p>繰り返しになりますが、SIMロック解除を期間を区切って制限できるような抜け道は決して残さないようにお願いいたします。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 事業者は原則として、利用者の求めに応じて迅速にSIMロック解除に応じることが適当と考える。ただし、端末の割賦代金を支払わない行為又は端末の入手のみを目的とした役務契約その他の不適切な行為を防止するため、最低限必要な期間SIMロック解除に応じないことは否定されるものではない。</p> <p>期間をどの程度に設定するかは、当該期間を設定しないことも含め、事業者が説明可能な範囲で必要最低限の期間を設定することが適当であるが、本改正案の基本的な考え方やこれが必要最低限の措置であることに鑑みれば、基本的には最長でも数か月とすることが適当と考える。</p> <p>例えば、フランスでは契約締結後3か月経過後は無料でSIMロック解除することとしており、各事業者においては、こうした諸外国の事例も参考にしつつ、改正ガイドラインに基づき策定・公表する運用方針において合理的な期間を設定することが適当と考える。</p> <p>なお、海外渡航時に現地国のSIMカードに差し替えて端末</p>

	<p>を使用する場合など、SIMロック解除後もサービス契約や端末の割賦契約が維持され得ることから、端末代金の割賦支払完了までSIMロック解除に応じないことは適当ではないと考える。</p>
<p>■ ・4(2)②端末購入を目的した場合のSIMロックフリーの手続き</p> <p>意見:この項目は数年単位の一定額の端末代金支払がほとんどを占めている現状に即していない端末を購入を目的にするのを対象にするのであれば事業者は端末のみを販売すればいい話である。この項を逆手にとって端末代金支払いが済まなければSIMロック解除をしない可能性すらあり得る。数年単位でSIMロック解除に応じないのであれば現状とほとんど変わらない。この項は削除した方がいいと思われる。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方4-7に同じ。</p>
<p>■ 1)端末取得目的を防ぐため、一定期間は解除しないで良いとも取れます。</p> <p>仮に2年とキャリアが定めたならば、2年はロック解除が出来ないのと同義になるかと。残債が無くなれば解除出来るようにして頂きたいと思います。また、一括で購入した場合、月々のサポートを無くすなど不利益な扱いをしてくる事も考えられます。それらの規制もお願いします。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方4-7に同じ。</p>
<p>■ ・事業者との契約中であっても端末代金支払いの残高がない場合には自動的に速やかにSIMロックの解除が行われるべき</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方4-7に同じ。</p>
<p>■ 1) 現在ドコモでは、3000円を支払えばiPhone以外をSIMロック解除してくれます。端末代の割賦支払いが終わってなくても、出来ます。改正案では手数料無料で解除に応じるようにしてはいますが、逆に割賦支払いが終わらないと解除に応じないようになるのではないかと心配です。現在端末代は非常に高額になっており、一般市民が一括で購入するには敷居が高くなっています。それでも、購入直後にMVNOで利用し</p>	<p>■ 考え方4-7に同じ。</p>

<p>たいとか出張等で海外に行くことになった場合、どうすれば良いのでしょうか？</p> <p>いくら解除手数料が無料であっても、割賦支払いが終わらないと SIM ロック解除を出来ないということであれば、少なくない数のドコモユーザーにとっては現状よりも改悪ということになりかねません。</p> <p>切実な問題なので、改悪だけはしないで下さい。お願いします。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 同様に、端末の割賦代金支払いを担保するためのSIMロックを継続することは認められるべきではありません。</p> <p>【(一社)インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>■ 考え方4-7に同じ。</p>
<p>■・SIM ロック解除の条件について</p> <p>SIM ロック解除につきまして期間での解除となっておりますが、SIM ロックは端末に課せられた制限であり、解除期間に満たない場合でも全て端末代を清算した時点での即時解除も行われるべきではないか。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方4-7に同じ。</p>
<p>意見4-8 事業者が設定する SIM ロック解除の猶予期間は、米国事業者の取組やフランスの規制等を参考に極力短い期間とすべき。</p>	
<p>■ 解除が可能とする開始日については、40 日や 60 日で解除可能とする米国キャリアの条件や、遅くとも契約締結後 6 ヶ月とするフランスの規制などを参考にし、極力短い期間を規定することを希望します。通常の商品においては、商品の割賦代金等の支払い債務の存在を理由にして、商品の機能に制限をかける事はありません。</p> <p>【(一社)インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>■ 考え方4-7に同じ。</p>
<p>■ ②にある SIM ロック解除に応じない期間については、本ガイドライン改正案にある通り、最低限とすることが重要であり賛同いたします。</p>	<p>■ 考え方4-7に同じ。</p>

<p>諸外国の当該期間の例を参考とすると、事業者と利用者間の割賦契約の期間等に係わらずできるだけ短い期間とすべきであり、本ガイドラインの目的の達成のため行政および事業者は本ガイドラインを適切に運用するよう希望します。</p> <p>【(一社)テレコムサービス協会】</p>	
<p>意見4-9 SIM ロック解除の猶予期間は、事業者が端末毎に自己本位な期間を設定する可能性があるため、上限を設けるべき。</p>	
<p>■「原則として自らの販売したすべての端末についてSIMロック解除に応じるものとする」点、及び「迅速かつ容易な方法により、無料でSIMロックの解除を行うものとする」点に関して、いずれも賛同します。</p> <p>ただし、(2)②において事業者が契約開始から一定期間SIMロック解除に応じないことを認めることに関して、事業者の恣意的な運用によってはSIMロック解除を免れるための抜け道として使用される可能性があるため、「最低限必要な期間」に関して、その最大の期間を明記する等、明確化することを要望します。</p> <p>【日本通信(株)】</p>	<p>■ 考え方4-7に同じ。</p>
<p>■ ・SIM ロック期間の設定について</p> <p>SIM ロック期間について携帯事業者側が任意で設定されるようになっていますが、携帯事業者の自由にすると、携帯事業者の端末毎に異なる自己本位な期間が設定される懸念があります。</p> <p>今現在 docomo につきまして、Android 端末におきましては解除金を支払えば、任意に解除することができますが、iPhone は解除ができません。これは携帯事業者側の自己本位な都合での制限です。SIM ロック解除義務化が行われた後でも Android 端末は短い期間で解除されても、iPhone のみ SIM ロック解除が2年後(携帯事業者は2年後を要求しているため)に設定される、という解除の有無が解除期間に置き換わっただけの、ユーザーに対し不便を強いる形となる懸念があります。</p> <p>そのため、SIM ロック期間に携帯事業者に任せつつも、上限となる期限をつけるべ</p>	<p>■ 考え方4-7に同じ。</p>

<p>きと意見いたします。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ (対象部分) 4 ページ「4 具体的な sim ロック解除方法等について」(2)「sim ロック解除に関する手続き」丸 2 番内の「必要最小限の措置」について (意見)「事業者が最低限必要な期間は sim ロック解除に応じないことなど」について、期間の上限(6 ヶ月、1 年など)を明記すべきです。 (理由) 事業者が端末代金の割賦期間を過度に長期に設定する恐れがあるため</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方 4-7 に同じ。</p>
<p>意見 4-10 SIM ロック解除猶予期間が認められる場合について、不明確であるため具体的に記載すべき。</p>	
<p>■ 「端末の割賦代金等を支払わない行為…を目的とした役務契約」の趣旨が不明確なため、より具体的に記載すべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方 4-7 に同じ。</p>
<p>■ 「端末の割賦代金等を支払わない行為…を目的とした役務契約」の趣旨が不明確なため、より具体的に記載すべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方 4-7 に同じ。</p>
<p>意見 4-11 店頭販売される端末が初期契約解除ルールの対象外である限りは、店頭販売される端末は販売時点において SIM ロックを設定しないと、利用者を保護する施策の導入が必要。</p>	<p>考え方 4-11</p>
<p>■ ICT サービス安心・安全研究会報告書(案)においては、店頭販売された端末は初期契約解除ルールの対象外とする方向性が示されています。この場合、事前には予測し得ない電波環境等の要因により利用者が通信サービスの初期契約を解除せざるを得ない場合、多額の端末債務支払義務が利用者に課せられてしまいます。</p>	<p>■ 本改正案に示したとおり、初期契約解除ルールが将来的に導入された場合の、同ルールにより通信サービスの解約を解除した利用者への対応については、同ルールの制度下の具体的内容や事業者の体制整備の状況も踏まえ、別途整理するこ</p>

<p>このような利用者は、多額の債務を伴う端末を継続利用し、異なる通信サービス事業者と契約せざるを得ませんが、これに係る期間や費用等のコスト(SIM ロック解除によるものを含む)は、利用者の保護の観点から可能な限り少なくする必要がありますと考えます。</p> <p>このため、店頭販売される端末が初期契約解除ルールの対象外である限りは、店頭販売される端末は販売時点において SIM ロックを設定しないといった、利用者を保護する施策の導入が必要であると考えます。</p> <p>【(株)ケイ・オプティコム】</p>	<p>とが適切と考えるが、御指摘の点については、その際の参考として承る。</p> <p>なお、端末の販売時点から SIM ロックを設定しないよう義務化することについては、端末の割賦代金等を支払わない行為又は端末の入手のみを目的とした役務契約その他の不適切な行為を防止するために事業者が販売時に SIM ロックを設定することが一概に否定されるものではないため、適切ではないと考える。</p>
--	--

(3)SIM ロック解除の運用方針の策定

<p>意見4-13 事業者が公表した運用方針を、利用者が横並びで見た場合に、混乱をきたすことがないように配慮すべき。</p>	<p>考え方4-13</p>
<p>■ 公表された運用方針を、利用者が横並びで見た場合に、混乱をきたすことがないように配慮をお願いいたします。</p> <p>【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】</p>	<p>■ 御指摘の点については、改正ガイドラインの運用において配慮してまいりたい。</p>

5. SIM ロック解除に当たり留意すべき事項

(1) 利用者への説明

<p>意見5-1 利用者周知に関するガイドラインの規定に賛成。利用者へ十分かつ分かりやすい説明を行う必要がある。</p>	<p>考え方5-1</p>
<p>■ (1)利用者への説明に関して、端末を購入した事業者とは異なる他事業者の SIM カードを利用した際に、機能が制限される可能性があることや、端末が対応している周波数帯や通信方式を説明することは、利用者が端末や事業者を選択する際の重要な指標となるため、これに賛成します。</p>	<p>■ 本改正案では、SIM ロック解除した端末の故障・修理等に関する問合せ窓口の周知等を含め、事業者が利用者に説明すべき事項について定め、店頭での説明、パンフレットやホームページの掲載等により利用者が理解できるよう努めることが適</p>

<p>【日本通信(株)】</p>	<p>当としており、本改正案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>■ SIMロック解除を行った利用者の利便性が最大限確保できるように、端末の販売時、SIMロック解除時、及び役務提供に関する契約締結時において、利用者への説明を十分に行い、利用者からの求めに応じて問合せ窓口の情報を案内するなどの対応が必要であると考えます。</p>	<p>■ 考え方5-1に同じ</p>
<p>【ソネット((株)】</p> <p>■ 具体的なSIMロック解除の方法等については、利用者にわかりやすい図表などを使って説明してください。</p>	<p>■ 考え方5-1に同じ</p>
<p>【個人】</p> <p>■ ○携帯電話等の SIM ロック解除に関する本ガイドライン改正案は、利用者の利便性の面から考えると、基本的に容認できる。</p> <p>○しかし、本報告書でも指摘している通り、現状では「SIM ロック解除」はスムーズには進んでおらず、携帯電話等の市場は「SIM ロック」を前提とした環境にあると言ってよい。</p> <p>○具体的には、①事業者間の通信方式や端末の仕様等についての共通化が十分に進んでいない。②SIM ロックを解除した端末の故障・修理などに関する問い合わせ窓口の不明瞭化などが指摘できる。</p> <p>○そのため、本改正案でも重視している「5. SIM ロック解除にあたり留意すべき事項」などの課題が解消しない中で、SIM ロック解除が進められると、SIM フリーによる利便性向上がはかられる一方で、事業者変更による通信利用サービスの低下や故障・修理などにおける利用者の混乱なども懸念されるところである。</p> <p>○さらに、SIM ロック解除により端末の価格が大幅に上昇するとの指摘もある。</p> <p>○SIM ロック解除は必要なことではあるが、進めるに当たっては、的確な状況把握に努めると共に、各事業者に対する適切な指導により、利用者の混乱や利用者への</p>	<p>■ 考え方5-1に同じ</p>

<p>デメリットが生じないよう留意すべきである。</p> <p>【(一社)北海道消費者協会】</p>	
<p>意見5-2 SIM ロック解除後の技術的課題等に関する利用者への適切な説明については関係事業者だけでなく業界全体で取組をしていくことが必要。</p>	<p>考え方5-2</p>
<p>■ 本ガイドライン(改正案)において「近年の LTE やスマートフォンの普及といったモバイル通信市場の環境変化によって、事業者間の通信方式や端末の仕様等の共通化が進みつつある。」とありますが、各社の携帯電話端末が対応する通信方式や周波数帯に違いがあることや、自社のネットワークや通信サービスをより適切に使えるよう携帯電話端末の最適化を施していることから、現時点においても、利用者が SIM ロック解除された携帯電話端末で他社のネットワークや通信サービスを自由に利用できる環境が整っているわけではないと考えます。</p> <p>この点について、本ガイドライン(改正案)では「利用者に対し適切な説明をした上でその選択に委ねることが適当である」と示されていますが、SIM ロック端末の解除に当たり、ガイドラインに基づき事業者がお客様に対し、店頭等で適切な説明を行ったとしても利用者とのトラブルが発生する可能性は否定できず、事業者だけの対応には限界があると考えます。</p> <p>米国においては日本に先行して、2013年12月、SIM ロック解除を自主的に推進していく方向性が打ち出されましたが、上述の懸念は同様であり、行政機関である FCC 殿や業界団体である CTIA 殿等において、SIM ロック解除をした場合にその利用に当たって各種制限がある旨の注意喚起に努めている状況(※)です。</p> <p>これらを勘案し、SIM ロック解除を推進するに当たっては、利用者への適切な説明について関係事業者だけでなく、総務省殿や端末メーカー殿、関連の業界団体殿等含め、業界全体で利用者への注意喚起等に努める取り組みをしていくことが必要であると考えます。</p> <p>※(参考)米国の FCC 殿による SIM ロック解除端末の利用に関する注意喚起等のサイト：http://fcc.github.io/device-unlocking/</p>	<p>■ 本改正案の「5.(2) SIM ロック解除した端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化」において、端末を販売する事業者は端末製造者等とあらかじめ協議し、SIM ロック解除した端末に関する利用者の問合せ窓口等を明確にすることが適当」としており、一義的には事業者が主体となり関係者と調整して周知をしていくことが適当と考える。</p> <p>あわせて、総務省としても、利用者の理解を促進する観点から、関連業界等と連携して利用者周知に取り組んでまいりたい。</p>

<p>※(参考)米国の CTIA 殿の SIM ロック解除に関する行動規範: http://www.ctia.org/docs/default-source/fcc-filings/ctia-letter-on-unlocking.pdf</p> <p>【ソフトバンクモバイル(株)】</p>	
<p>■ MNOが販売する端末は開発過程や仕様確定において、MNO自身のネットワークとの接続性や動作しか検証していないことから、SIMロック解除によりMVNOや他のMNOのSIMを利用したときの動作について問題が生じる懸念があり、端末とSIMの互換性について利用者に対し、MNO、MVNOに加え端末やOSの製造者も関わる形で適切な情報を提供する仕組みの検討が求められると考えます。</p> <p>【(一社)インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>■ 考え方5-2に同じ</p>
<p>意見5-3 SIM ロック解除に当たり留意すべき事項として、「事業者は、SIMロックを初めから解除して販売される端末、またはSIMロック解除を前提として販売される端末が、従来のSIMロック端末に比べて高額な販売価格設定とならないよう努めることが適当である」という項目を追加すべき。</p>	<p>考え方5-3</p>
<p>■ さらに、SIMロック解除が義務化された場合、従来のような利用者の囲い込みが不可能となることの損失を、販売する端末代金の値上げによって埋め合わせようとする、あるいはSIMロック端末との価格差を著しく大きくすることで、本ガイドラインによって本来得られるはずの利用者による端末とサービスの自由な選択による公正な競争や利用者利便といったインセンティブを削ごうとする事業者が現れる可能性があるため、SIMロック解除に当たり留意すべき事項として、「事業者は、SIMロックを初めから解除して販売される端末、またはSIMロック解除を前提として販売される端末が、従来のSIMロック端末に比べて高額な販売価格設定とならないよう努めることが適当である」という項目を追加することを求めます。</p> <p>【日本通信(株)】</p>	<p>■ 端末価格については、公正な競争を通じて適切に設定されるべきであり、御意見については今後の参考として承る。</p>
<p>意見5-4 SIM ロック解除後の技術的課題等に関する利用者への周知について基本的</p>	<p>考え方5-4</p>

<p>に賛成。加えて、責任の所在、対応方法を明確化するとともに、そもそも端末の制限や不具合を減らず取組について制度措置も含め検討すべき。</p>	
<p>■ SIM カードと SIM ロック解除端末との組み合わせによっては通信サービス、アプリケーション等の機能が制限されたり、不具合が生じたりする恐れがあるため、その旨を利用者に説明する、端末に関する問い合わせ窓口を明確化する、技術基準適合性を確認する、といった施策に賛同します。</p> <p>一方、これらの施策のみでは、制限・不具合の責任が誰にあるのか不明確となる恐れもあり、利用者は SIM カードの差し替えによる事業者乗換や MVNO に対して抵抗感を抱く事態を招く懸念があります。</p> <p>健全な市場発展、競争促進に向けて、SIM ロック解除の実効性確保が不可欠であり、SIM ロック解除端末が不自由なく利用できる環境を実現するため、例えば次の点に着目し、制度的措置を含め取組を推進すべきと考えます。</p> <p>端末の制限や接続不具合を減らす取組</p> <p>端末の制限や接続不具合に係る責任の所在の明確化</p> <p>端末の制限や接続不具合が生じた際の利用者対応のあり方</p> <p>例：端末の制限や接続不具合が生じた場合、利用者に端末を提供した事業者、SIM ロック解除後の端末に対し通信サービスを提供する事業者（MVNO が利用者に通信サービスを提供する場合にはホスト MNO も含む）は、互いに連携をとり必要な対応を行う</p> <p>【(株)ケイ・オプティコム】</p>	<p>■ 基本的に本改正案に賛同の御意見として承る。</p> <p>SIMロック解除に伴う端末の機能制限等について制度的措置を含めた取組を推進すべきとの意見については、改正ガイドラインに基づき事業者が自主的に取り組んで行くべきものと考えるが、総務省においても、必要に応じ適切な措置を講じることを検討してまいりたい。</p>
<p>■ SIM ロック解除と並行してやるべきことを意見いたします。</p> <p>制度が施行された後、手元のスマートフォンを使い自由にキャリアを移動できるとしても、現時点で国内の大手キャリアは何処も同じ様な料金であり競争の原理が働くのか疑問である。したがって多くの利用者が MVNO 各社を評価できるかがポイントとなるが、キャリアと契約すれば利用できるスマートフォンが、MVNO の回線にすると何故か使えなくなるケースがある。実際に、au の回線を提供する mineo では、今だに iOS8 で</p>	<p>■ 考え方5-4に同じ。</p>

<p>使用出来ない。スマートフォンのOSがアップデートする度に使えなくなる回線を進んで利用したい人は多くない。そこで大手キャリアには、MVNOが利用出来ない場合、その改善に無条件に応じるルールを決めていただきたい。当然大手キャリアにはMVNOへの回線利用料に含めてもらえば解決する問題でなかろうか。</p> <p>【個人】</p>	
<p>意見5-5 SIMロック解除した端末で他事業者の通信サービスを使用した際に生じる技術的課題等については、利用者の理解、意識やリテラシーの向上も必要不可欠。自社で販売、検証を実施していない端末については、どのようなサービスが利用可能かを全てを把握することはできないことから、ガイドラインの記載を、例えば「事業者は可能な範囲で説明すること」等とすることが必要。</p>	<p>考え方5-5</p>
<p>■ 我が国の事業者は、従来自社のネットワークに合わせた端末として開発してきており、他社のSIMカードを挿して利用するケースを必ずしも検証できているわけではありません。こうした場合に生じる様々な技術的課題については、あらかじめ利用者に理解していただく必要があると考えます。</p> <p>【KDDI(株)】</p>	<p>■ 本改正案の「5.(1)利用者への説明」で示しているように、事業者は利用者に対して、他の事業者のSIMカードが差し込まれた場合に通信サービスやアプリケーション等の利用の全部又は一部が制限され得ることを、店頭での説明、パンフレットやホームページの掲載等により利用者が理解できるよう努めることが適当と考える。</p> <p>なお、事業者はSIMロックを解除した利用者が他社のサービスを利用する際に生じる制限を必ずしも検証できないのは当然であるが、事業者においては、少なくとも利用者が一定の制限があり得ることを理解できるよう努めることは必要であるため、特段の修正は不要と考える。</p> <p>また、総務省としても、関連業界等と連携し利用者周知に取り組んでまいりたい。</p>
<p>■ SIMロックのかかった端末については、主として契約した電気通信事業者のサービスを利用することを想定した端末仕様やサービスの設計がなされていますが、これは、その電気通信事業者のサービスを利用するにあたって、基本的な保障やサポート</p>	<p>■ 考え方5-5に同じ。</p>

<p>が存在する安心安全な環境下においてサービスを利用できることを意味しています。また、弊社については、従来よりSIMフリーの端末も販売しており弊社のサポートを実施していますが、これは弊社がその端末を販売するにあたって相当の期間とコストを費やし、弊社ネットワークやサービスの利用可否について検証を実施していることからサポートが可能となるものです。</p> <p>つまり、自社で販売、検証を実施していない端末については、SIMロックを解除した端末及びSIMフリーの端末のいずれにしても、その端末でどのようなサービスを利用可能か、また、どのようなサービスが利用できないのか全てを把握することは不可能であり、その説明可能な範囲については極めて限定的になります。</p> <p>したがって、SIMロックを外す場合については、利用者自らもSIMロックを外すことによってどのような状況下に置かれるかを十分に把握していただく必要があるものと考えます。仮に利用者に不利益が生じた場合、電気通信事業者の説明不足についてのみ説明責任を負うことにならないよう、利用者の意識やリテラシーの向上も必要不可欠であることにご配慮いただき、ガイドラインの記載については、例えば「事業者は可能な範囲で説明すること」等としていただくことが必要と考えます。</p> <p>【ワイモバイル(株)】</p>	
<p>■ 基本的にはシムロック解除義務化には賛成です。</p> <p>但し我が国は携帯各社ごとに微妙に周波数や通信方式が異なっておりシムロックを解除しても一部に互換性があるのはドコモとソフトバンクの2100MHz帯域のみです。ソフトバンクの端末ではドコモのFOMAプラスは摘みませんし、ドコモの端末ではソフトバンクのプラチナバンドに対応しません。auの端末はシムロックを解除しても我が国では使えるキャリアはありません。現時点でシムロックを解除して全てのキャリアで使えるのはiPhoneだけです。その辺りのことをユーザに徹底してもらうことも肝要だと考えます。</p> <p>今まで全てキャリアにおんぶに抱っこだったユーザの意識改革も必要でしょう。</p> <p>実際にドコモの端末をシムロック解除してMVNOで通信できないとドコモに駆け込ん</p>	<p>■ 考え方5-5に同じ。</p>

<p>でくるユーザが後を絶たないと聞いています。ドコモの店員さんたちも苦笑していました。海外で使えると言っても海外でSIMカードを買って使うとなれば原則その国の言葉、最低英語が必要です。端末の設定も自ら行うなど一般ユーザにはそれ程敷居は低くありません。</p> <p>【個人】</p>	
<p>意見5—6 SIM ロック解除に応じない期間を設ける場合は、当該期間の存在について利用者に説明するとともに、期間終了後はプッシュ型通知で利用者に解除条件や手続、端末の対応周波数や通信方式を周知すべき。</p>	<p>考え方5—6</p>
<p>■ 事業者が、4 頁「4 具体的な SIM ロック解除の方法等 (2) SIM ロック解除に関する手続き」の②に従い、SIM ロック解除に応じない期間を設ける場合は、端末の販売時において当該期間の存在について利用者に説明するべきであると考えます。</p> <p>また加えて、当該期間の終了時には、以後 SIM ロック解除に応じることを利用者に対し通知すべきこと、当該通知については申込制ではなくデフォルト、かつプッシュ型の通知とすべきこと、当該通知に併せて、端末販売時と同様に SIM ロック解除に係る条件及び手続き、他の事業者の SIM カードを差し込んだ場合に注意すべき事項、当該端末の周波数及び通信方式を改めて説明することの 3 点をガイドラインに明記すべきであると考えます。</p> <p>【(一社)テレコムサービス協会】</p>	<p>■ 本改正案の「5. (1)利用者への説明」の a)において示したとおり、事業者は、端末の販売時に、店頭での説明、パンフレットやホームページへの掲載等により SIM ロック解除に係る条件及び手続を利用者が理解できるよう努めることが適当であり、SIM ロック解除に応じない期間を設定する場合には、当該期間もこれに含まれる。</p> <p>また、事業者は SIM ロック解除対象となる端末及び手続等を定めた運用方針の策定・公表を行うことが適当であるが、SIM ロック解除に応じない期間についても、当該運用方針において示す必要がある。</p> <p>なお、その他の具体的な利用者への説明方法については、改正案の趣旨を踏まえ、事業者において検討することが適当と考える。</p>
<p>意見5—7 利用者への説明に APN ロックに関する説明も加えてほしい。</p>	<p>考え方5—7</p>
<p>■ 2「SIM ロック解除に関するガイドライン(改正案) 5(1)利用者への説明」に APN ロックに関する説明も加えてほしい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 御指摘のテザリングに関する一部機能制限は、本改正案「5. (1)利用者への説明」で示した「他の事業者の SIM カードが差し込まれた場合の一部制限」であり、利用者へ説明すべき事項に含まれており、特段の修正は不要と考える。</p>

a) 端末の販売時

<p>意見5-8 SIMロック解除端末がどの事業者で利用できるのか、端末ごとに使用周波数帯(バンド)や使用エリアが分かるような周知が必要。</p>	<p>考え方5-8</p>
<p>■ 他社のSIMロック解除端末において、自キャリアのSIMを挿入した際にも音声・データ通信が利用できるかどうかの一覧表のようなものはキャリア側にて作成して欲しい。(現在も一部のキャリアではそのような資料はサイトに掲載されている)</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 端末が対応している周波数帯及び通信方式については、本改正案「5.(1)利用者への説明」のa)で示したとおり、事業者は、ホームページへの掲載等により利用者が理解できるよう努めることが適当と考える。</p> <p>なお、利用者への説明に当たっては、事業者は端末製造者等の関係者と連携して対応することが適当と考える。</p>
<p>■ 携帯のSIMロック解除は是非実施して欲しいが、端末ごとの使用周波数帯(バンド)がキャリアや端末の仕様で異なっており、使用できるエリアや事業者等が非常にわかりにくい。</p> <p>端末ごとに使用エリアがわかるように表示する工夫や、端末の使用周波数を極力統一するなどしてインフラとして電話に求められる機能を最大限に有効活用できるようにしてほしい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方5-8に同じ。</p>
<p>■ ・5(1)a)端末が対応している周波数帯や通信方式</p> <p>意見:御省や事業者が掲載しているが一般人は分からないのでどの事業者も記載するのを義務にすべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方5-8に同じ。</p>

b) SIMロック解除時

意見なし。

c) 役務契約の締結時

意見なし。

(2) SIM ロック解除した端末に関する利用者の問合せ窓口等の明確化

<p>意見5-9 基本的に本改正案に賛成。また、SIM ロック解除時に当該窓口の情報を伝えるのみならず、その後も利用者の求めに応じ事業者が継続的に案内対応すること、利用者に端末を提供した事業者と、SIM ロック解除後の端末に対し通信サービスを提供する事業者は連携をとり必要な対応を行うことをガイドラインに盛り込むべき。</p>	<p>考え方5-9</p>
<p>■ (2)SIMロック解除した端末に関する利用者の問合せ窓口等を明確化することに関して賛成します。本来は端末製造者、端末販売者、事業者が三位一体となって利用者をサポートすべきであるという観点や、現在利用者からの問い合わせを一手に引き受けている事業者の負担を軽減するという観点から、有効な手段であると考えます。</p> <p>【日本通信(株)】</p>	<p>■ 基本的に本改正案に賛同の御意見として承る。</p> <p>なお、御指摘のとおり利用者からの求めに応じ当該窓口の情報を案内するなど、コールセンターや店舗等における適切な対応を継続的に行い、関連事業者と適切に連携することはガイドラインに明記するまでもなく行われるべきと考えるが、必要な対応が行われない場合は、総務省においてもガイドラインの見直しを含め所要の対応を行ってまいりたい。</p>
<p>■ 事業者が SIM ロック解除した端末に関する利用者の問合せ窓口を明確にすることは、SIM ロック解除を行った利用者がその後も円滑に端末を利用し続けるために非常に重要な点であります。</p> <p>事業者は、利用者に対し、5 頁「5 SIM ロック解除に当たり留意すべき事項 (1)利用者への説明 b)SIM ロック解除時」に当該窓口の情報を伝えるのみならず、その後も、利用者からの求めに応じ当該窓口の情報を案内するなど、コールセンターや店舗等における適切な対応を継続的に行うことが必要であり、所要の記載がガイドラインに盛り込まれることを要望します。</p> <p>また、SIM ロック解除後の端末に関する利用者への技術的サポートなどの対応を円滑に遂行するために、利用者に端末を提供した事業者と、SIM ロック解除後の端末に対し通信サービスを提供する電気通信事業者は、連携をとり必要な対応を行うことをガイドラインに明記するよう要望します。</p> <p>【(一社) テレコムサービス協会】</p>	<p>■ 考え方5-9に同じ。</p>

(3) 技術基準適合性の確認等

<p>意見5—10 技術基準適合性の確認について、利用者の混乱や端末製造者の過度の負担増を招かないように、適切な措置が行われることを要望。</p>	<p>考え方5—10</p>
<p>■ 技術基準適合性の確認について、利用者の混乱や端末製造者の過度の負担増を招かないように、適切な措置が行われることを要望します。</p> <p>【(一社)情報通信ネットワーク産業協会】</p>	<p>■ 御指摘の点については、改正ガイドラインの運用において配慮してまいりたい。</p> <p>なお、本改正案の「5. (3)技術基準適合性の確認等」における「適切な措置を講じることが必要である」とは、事業者はSIMロック解除された端末について、技術基準適合証明等が取得されている周波数や通信方式等の情報を十分に利用者に提供するとともに、当該端末が自社のみならず他社にも対応している場合に、あらかじめ他社部分も含めて技術基準適合証明等が取得されるよう事業者も適切に対応する必要があるという趣旨である。</p>
<p>■ >事業者は、利用者がSIMカードの差し替えにより技術基準等に適合しない端末を使用することのないよう、端末の技術基準適合性の確認について適切な措置を講じることが必要である</p> <p>とありますが、「適切な措置」とはどのようなものでしょうか。</p> <p>通信販売型のMVNO事業者においては利用規約や契約約款の中で技術基準等に適合する端末を使用するよう求めています。事業者がそれを確認する手段はなく、利用者は自由にSIMカードの差し替えを行っています。</p> <p>このような約款への記載のみで「適切な措置」とみなすのでしょうか。店頭にて目視確認するのと同様のレベルで確認を求めるとなれば、MVNO事業者による確認の現状と、どのように整合性を取るのでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方5—10に同じ。</p>

6. その他

<p>意見6-1 端末に設定された SIM ロック以外の機能制限 (APN ロック、IMEI ロック、キャリア内ロック等) について、SIM ロックが解除された場合は併せて解除すべきであり、ガイドラインに、SIM ロック以外の機能制限の内容を明記するとともに義務として記載すべき。</p>	<p>考え方6-1</p>
<p>■ この一例として APN ロックという問題があります。APN ロックは、MNO が発売された端末を MVNO の SIM で利用する場合、スマートフォンのテザリング (他の端末と無線 LAN や有線、ブルートゥースなどによりネットワークを共有する機能) 時に MNO の APN に強制変更する機能です。これにより MVNO の SIM では MNO の APN が利用できないため、結果として MVNO の SIM を使った端末ではテザリングができず、利用者に不便な状況となっています。SIM ロック解除に伴い、そのような機能制限は解除すべきと考えます。</p> <p>【(一社)インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>■ 本改正案の「6. その他」で示す「端末に設定された SIM ロック以外の機能制限」は、例えば MVNO 等の他社の SIM カードが差し込まれた場合にテザリングができなくなるといった機能制限等を想定しており、基本的に本改正案に賛同の御意見として承る。</p> <p>なお、今後、総務省においても、事業者による取組を注視するとともに、必要に応じ適切な措置を講じることを検討してまいりたい。</p>
<p>■ SIM ロック解除に賛成します。ただ、SIM ロック解除をしても、同一メーカー SIM でないとテザリングができなかったり、システムアップデートができない等の製品機能上のデメリットが生じることのないようご指導をお願いします。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ</p>
<p>■ 妥当である。なお、現在 NTTドコモにおいては SIM ロック解除を行っているが SIM ロック解除を行った端末においてはほとんどの場合テザリングができない。このようなことも禁止すべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ</p>
<p>■ 現在 docomo の端末において、SIM ロックを解除した場合、同端末におけるテザリ</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ</p>

<p>ングに制限のある端末が複数存在する。</p> <p>テザリング用のAPN(接続先)が書き換え不可である事から起こる事象であり、テザリング用APNが書き換え可能であったり設定項目が存在する端末では同事象は起こらない。</p> <p>利用者がMVNO事業者のSIMカードを利用する上で、テザリングに制限のある端末でのテザリングを行う場合、保証が切れる事、端末を破壊する可能性がある事を覚悟で改造(俗にroot取得と言う)を行う必要がある。</p> <p>今後、SIMロックを解除し、他MNO事業者またはMVNO事業者で利用する場合の差別化としてdocomo以外の事業者においても同様の措置が為される可能性がある。SIMロックモデルにおいてテザリングを行いたい場合は、それを販売する事業者以外では使えないという、囲い込みの要素にもなりうる。</p> <p>これはテザリングを行いたい利用者に対し著しく不利な条件である可能性が高い。また、海外での現地販売のSIMカード利用の制限にもなり兼ねない。</p> <p>以上の事から、SIMロックを解除した場合においてテザリングが使えなくなる事、殊通信においてそのような制限が出ない事をガイドラインに盛り込むべきであると考えます。</p> <p>技術的に可能になっている端末が存在する以上、少なくともMNO事業者が販売するSIMロック端末では、利用者によるテザリングAPNの設定変更が可能である事が望ましいと考えます。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 既にドコモ MVNO をドコモスマートフォンで利用しています。ドコモのスマートフォンでは MVNO や SIM ロックを解除して他キャリアで利用した場合テザリング機能が利用できなくなります。</p> <p>SIM ロック解除が義務付けられてもこういった基本的な機能が利用できないのでは SIM ロックを解除して利用する者は限られたままになると考えます。</p> <p>コンテンツサービスなどが利用できないのはともかく、同じ機能が他キャリアでも提</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ</p>

<p>供されている場合は SIM ロック解除後も利用できるようにすべきです。</p> <p>Apple のように SIM ロックの掛けられていない端末を端末メーカーが販売するようになれば一番良いので端末メーカーがキャリアに遠慮するといったことのないようにすべき。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ NTTdocomo で販売された Android スマートフォンについて</p> <p>NTTdocomo より販売されたスマートフォンでは、現在、MVNO の SIM (NTTdocomo の回線を使った MVNO) は SIM ロックを解除しなくても使えますが、その場合 iPhone を除き、一部機能(テザリング)が制限されます。NTTdocomo は有料で SIM ロック解除に応じているものの、この仕様に関しては SIM ロックを解除後も同様に機能が制限されます。</p> <p>これは SIM ロックと同様に(あるいはそれ以上に)ユーザーの利便性と公正な競争をを阻害しているものと思われます。</p> <p>SIM ロック解除義務化の暁には、このような、MVNO の利用に際して一部機能に制限を加える仕様に関しましても是非ともメスを入れ、規制の対象 とし、ユーザーの利便性を高め、MNO、MVNO 双方を含めた通信事業者間の公正な競争を促すべく改善するよう指導をお願いします。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ</p>
<p>■ 該当部分:事業者は端末に設定されたSIMロック以外の機能制限についても、SIM ロックが解除された場合は併せて解除できるよう努めることが適当である。</p> <p>意見:SIM ロックが解除された端末を各事業者のネットワークに接続する際に IMEI 番号によりネットワークに接続できるかどうか制限されている場合があります。この制限が残ったままでは、通常各事業者固有のサービスを SIM ロック解除端末で利用できない、もしくは最悪の場合、端末をデータ通信網に接続すること自体が出来なくなります。</p> <p>機能制限解除できるように努める範囲は端末だけでなく、ネットワーク側の IMEI に</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ</p>

<p>よる接続制限や機能制限の解除にも努めるよう求める必要があると考えます。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 単にシムロック解除というのではなく付随したロックも解除してもらわなくては意味がありません。</p> <p>1)ドコモが減税も行っているテザリングロックの解除 2)ソフトバンクのキャリア内ロック</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ</p>
<p>■ また、ドコモは(iPhone 以外の)ほとんどの端末でSIMロック解除に有料ながら応じていますが、MVNO で利用したときにテザリングができない制限があり、ドコモの回線を使う MVNO ユーザにとっては SIM ロック以上にやっかいな問題となっております。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ</p>
<p>■ ・現在の国内キャリア端末で SIM ロック解除をしても、テザリング機能利用時に特定 APN のみしか使えないようにされている(いわゆる APN ロック)場合があるが、改正後はその APN 制限をかけないようにしていただきたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ</p>
<p>■ 2) 現在、ドコモでは iPhone 以外の SIM ロックの解除をしてくれますが、解除をしても APN ロックがかかったままです。他社 SIM を入れてテザリングをしようとしても、ドコモ以外のプロバイダへ変更する事が出来ず、テザリングを実施できないようにされています。</p> <p>料金が高額になるとの理由で許可されていないようですが、それはドコモでパケット定額に入っていない人も同様で、言い訳にしか聞こえません。</p> <p>また、テザリング機能を利用する際は毎回、料金が高額になる可能性の旨の警告が表示されユーザーが気づくようになっているので、APN も自由に変更できるようにし</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ</p>

<p>て下さい。SIM ロック解除の義務化の際は、テザリングも他社 SIM にて使えるようにして下さい。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 「SIMロック以外の機能制限」に関して、APN 情報を利用したテザリングの利用制限に代表される端末の機能制限等、SIMロックが解除されてなお自由な利用ができないという状況を防ぐという方針に関して、全面的に賛同します。については上述したような具体的な機能制限に関して、SIMロック解除とともに、これらの機能制限を禁止する記載を追加することを強く要望します。</p> <p>【日本通信(株)】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ。</p>
<p>■ SIM ロック解除した端末に関する SIM ロック以外の機能制限の解除についても、事業者が正当な理由なくその解除に応じないことが電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがある場合において、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 12 号に定める業務改善命令の要件に該当することを明示し、SIM ロック解除を行った利用者の利便性が最大限確保されることを担保することが望ましいと考えます。</p> <p>【(一社)テレコムサービス協会】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ。</p>
<p>■ 2)ロック解除時にはその他制限も解除するのは努力目標に取れます。ドコモの APN 設定制限(SP モードでは IMEI 規制なども有り)や AU の IMEI ロックの制限。登録 IMEI 番号以外は青天井プランになる SOFTBANK の一部契約など。余りにも日本のキャリアは腐りすぎです。是非義務化をお願いいたします。</p> <p>更にハード的な対応周波数で制限を掛けてくるなら、その時は日本の端末メーカーが減る時です。端末メーカーを弱体化させた明らかにキャリアです。キャリアにも周波数割当などで明確な不利益を与えて下さい。データセンターを国外に設置しているならば、海外キャリアと大差ありませんし、それら(テレノール等)の方が遥かに明確な商</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ。</p>

<p>売をしています。</p> <p>ドコモで数回解除をし海外及び Softbank で使用したが、他の制限により国外 SIM フリー端末しか使用していない者の意見でした。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 1 SIM ロックのみならず、APN ロックの解除も義務化してほしい。</p> <p>1について。特にドコモ携帯などに施されている、テザリング時に APN が変更できない設定(いわゆる強制 APN、APN ロック、APN 強制変更などと呼ばれているもの)の解除もガイドラインに明記することは、「ドコモ携帯ならドコモ回線を使った MVMO の SIM も使える」と単純に考える人に対して、テザリング時におけるトラブル回避や、理解を広めるためにも必要であると考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ。</p>
<p>■ SIMロック解除に関するガイドライン(改正案)にある6 その他 について意見させていただきます。現在、日本の通信キャリアである docomo.KDDI.Softbank は各端末でのインターネット接続に関する APN(アクセスポイント)情報を開示しておりません。そのため、端末でインターネットを使用したい顧客にとって、この部分が非常に重要であり この文面をSIMロック解除した端末はできる限り自由に利用できるようにすることが望ましいことから、事業者は端末に設定されたSIMロック以外の機能制限についても、SIMロックが解除された場合は併せて解除できるよう努めることが適当である。ではなくSIMロック解除した端末は自由に利用できることが原則であるから、事業者は端末に設定されたSIMロック以外の機能制限についても、SIMロックが解除された場合は併せて解除しなければならない。と するのが賢明だと思います</p> <p>事業者が APN の設定をできないようにして SIM ロックを解除したら ただの電話機で使うことしかできません。</p> <p>特にソフトバンクは、現在においても同じ 3G や LTE でも数種類の SIM を使っているので APN も別々に分けており、ソフトバンク内の SIM をいちいち交換する羽目になっ</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ。</p>

<p>て なおかつ発行手数料 3000 円を徴収されてしまいます。</p> <p>それと、KDDI,Softbank は、テザリングについても顧客から別料金を徴収しており高額な料金制度を導入しているので、この制度の廃止をさせるべきと考えます。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ SIM ロック解除化とともに APN の公開を通信事業者ホームページ等わかりやすい場所で公開することも義務化し、公開しない事業者に対しては業務改善命令や電波免許の停止や新規取得の拒否などをする必要がある。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ。</p>
<p>■ 「事業者は端末に設定されたSIMロック以外の機能制限についても、SIMロックが解除された場合は併せて解除できるよう努めること」について本項は「努力義務」ではなく、「義務」とすることが望ましい。SIMロック以外に、APNロック、IMEIロック等による機能制限が存在しており、これらの制限はMVNO等の安価な事業者の利用を制限し、携帯電話利用者の権利を妨げている。SIMロック解除と同時にこれらの制限も解除すべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ。</p>
<p>■ 「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正案に関し、以下のとおり意見を提出します。</p> <p>現在、NTT ドコモの一部の端末では SIM ロック解除を行っていますが、その際、テザリングの機能が使えなくなるものがあります。SIM ロック解除時にこのような新たな機能制限が入ると、利用者としては SIM ロック解除を躊躇することになります。</p> <p>そのため、「SIM ロック中に使用できていた機能を SIM ロック解除時にロックしない」ということも明記していただけるようお願いいたします。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ。</p>

<p>■ SIMロック以外の機能制限についてですが、「SIM ロック解除した端末は、端末に初期設定されている携帯キャリアのテザリング用 APN をユーザーに変更出来るようにする。」か「APN ロックも同時に無くし、テザリングを使用可能にする」等、実際に該当する内容を明確に記してほしい。</p> <p>実名を上げるとドコモの端末を sim ロック解除してもテザリングが使いません。国内 mvno や海外旅行先 sim でテザリングができない。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ。</p>
<p>■ 結論として、SIM ロックと APN ロックの両方が解除できなければ、端末が有するテザリング等を含む通信機能を利用できない事から、明確に「端末の通信機能に制限を齎す APN ロック等は、SIM ロック解除と同時に消去が行われる事が適当である」と記載されるべき、と考えます。</p> <p>これは、ユーザーによる SIM ロック解除の目的として、購入元の契約を継続しつつ、旅行や出張等の海外渡航用途で用いたい意向(現地の通信キャリアの SIM を差し換えて用いたい)も鑑みれば、そうした通信環境の実現を妨げない事が望ましい事からも、是非、明確な記載をご検討ください。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方6-1に同じ。</p>
<p>意見6-2 事業者は、自社の利用者を保護する観点等から端末に一定の制限をかけるを得ない場合もあり、SIM ロック以外の機能制限についても解除を求めるのは適当ではない。</p>	<p>考え方6-2</p>
<p>■ 弊社が提供する端末は、弊社ユーザーが利用することを想定して提供しているものであり、ユーザ保護やユーザ利便性の確保、端末の仕様等の観点から端末に一定の制限をかけざるを得ない場合もあるものと考えております。</p> <p>したがって、SIMロックが解除された場合にSIMロック以外の機能制限についても解除することを求めるとしているのは適当ではないと考えます。</p>	<p>■ 機能制限の目的が自社の利用者保護である場合においても、事業者においてはその手段の必要性や利用者のニーズも踏まえつつ、利便性とのバランスを考慮して適切な対応に努めることが必要と考える。</p>

【(株)NTTドコモ】	
意見6-3 端末の対応周波数帯の中で自社が対応していないものをすべて削除してしまうなど端末の仕様を変更することにより、SIM ロック以外の方法で他者で端末を使えなくする可能性がある。	考え方6-3
<p>■ SIM ロックの解除義務化によって、各キャリアが SIM ロック以外の方法で他社で端末を使えなくする可能性があります。</p> <p>具体的には、端末の対応周波数帯の中で自社が対応していないものをすべて削除してしまうなどをされてしまう可能性があります。その結果、今まで発売していた機種よりも対応周波数帯が少なくなる可能性があるかと思えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 総務省においては今後、必要に応じガイドラインを見直すとともに所要の対応を行うこととしており、御指摘の点についても留意してまいります。</p>

7. 本ガイドラインの適用等

意見7-1 既存端末も SIM ロック解除の対象とすべき。	考え方7-1
<p>■ 平成 27 年 5 月 1 日以降新たに発売される端末だけでなく、現行の SIM ロック解除ガイドラインに基づき、平成 23 年度以降に発売された端末についても技術的な理由などのない限り、業務改善命令の要件に該当しないとしても、ガイドラインの趣旨にのっとり、キャリアが極力 SIM ロック解除に応じることが求められます。</p> <p>【(一社)インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>■ 既存端末については、SIM ロックを解除する前提で設計・製造が行われておらず、また、他事業者のサービスの利用に必要な技術基準適合証明等を受けていない場合もある。</p> <p>したがって、改正ガイドラインの適用については事業者が十分な対応を行えるよう一定の準備期間を設けるべきであり、既存端末に対してまで改正ガイドラインを適用することは適当ではないと考える。</p> <p>なお、既存端末であっても対応可能な端末については、改正前のガイドラインの趣旨に沿い可能な限り、事業者が SIM ロック解除に応じることが期待される。</p>
■ 従来機種 (iphone5 とか) も、対象にしてほしいです。	■ 考え方7-1に同じ。

<p>【個人】</p>	
<p>■ 既購入端末にも SIM ロック解除をお願いします。</p> <p>私はおよそ十何年前、第二の就職記念に初めて TV 付の第三代携帯を購入しました。当時は携帯も高かったが、通信料も月・何千円もしたような覚えがあります。当時思ったのは将来通信費がもっと安くないかと云うことでした。</p> <p>それから今迄 10 何年、なかなか通信料は下がらず、逆に新機能が使えるスマートフォンにすると通信費はもっと高くなります。</p> <p>私は新しいもの好きで、昨年の秋に魅力的なスマートフォンを使い始めました。今ではスマートフォンの多彩な機能に満足し、最近は自分の端末にも慣れました。</p> <p>しかし、端末代も高価でしたが、月々の支払いもかなりのものです。年金生活の私はこれを何とかしたいと思っているところへ、今は大手以外が提供する格安料金の SIM が有ること知り、これに乗り換える日を楽しみにして来ました。</p> <p>ところが、10 月 31 日発表された総務省のガイドラインを見ますと、私の端末は SIM ロック解除の対象外なのです。平成 27 年 5 月 1 日以降の新規購入端末が対象と書いてあります。これではだめです。</p> <p>今迄に既に購入した端末も対象に含めないと大半の人には意味がありません。今迄の使い慣れた端末で、月々の通信費が安くないと意味がないのです。5 月 1 日以降は端末代も上がるような情勢ですし、もう、新しい端末は私には買えません。と、言うことは、格安 SIM も使えない、月々の通信費を抑えられないということです。格安 SIM を使うためには、新たに、10 万円はするらしい新しい端末 (iPhone) を買わないといけな。これは、ガイドラインの本来の趣旨に反していませんか？これが、事業者の狙いだとは思いますが。</p> <p>多分、事業者はこの私の意見に猛反対するでしょう。しかし、やればできるのにやらないのは、消費者の立場に立っていないのです。これをやって、初めて公正な企業間の競争が始まるのではないかと思います。。これをすることにより、事業者は何で収益を上げるか？</p> <p>・優秀な端末を開発し、それをリーズナブルな価格で提供しようとする→より良い製</p>	<p>■ 考え方 7-1 に同じ。</p>

<p>品が開発され、売り上げが上がる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格安 SIM 事業者の商売は成り立っている→現在すでに散見する格安通信料の SIM を大手事業者も扱うようになる→今の大手事業者はもうかりすぎ？ ・今の格安 SIM 料金が通信費のベースになる→消費者はありがたい←SIM ロック解除まで来て我々の味方だと思っていた総務省は、本当はどっちの味方？→ここで、本当の総務省の在り方が試される！←皆が見ている。 ・総務省の調査では、携帯電話の料金では、音声・メール・データ利用のモデル料金による比較において、東京は、フィーチャーフォンユーザーについては 2 番目に高い水準、スマートフォンユーザーについては 3 番目に高い水準にある。 <p>是非、このガイドラインを実行する時は、既に購入した端末も含めて対象にするよう、ガイドラインを修正して下さい。伏してお願いいたします。</p> <p>平成 25 年 10 月購入の私の端末を対象とすると、何か、技術的な問題があるのでしょうか？私が使っている au の iPhone5 について言えば、特に技術的な問題もないと思いますが、これは、ぜひ、SIM ロック解除の対象となるよう、ガイドラインに盛り込んで下さい。よろしくお願いいたします。 以上</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 【現在使用中の携帯端末もSIMロック解除義務化対象にして頂きたい】</p> <p>2015 年 5 月から発売する端末が SIM ロック解除義務化される予定とのことですが、現在使用中の、つまりその前に購入した端末も SIM ロック解除義務化対象にしてほしい。もちろん携帯端末の本体金額が全部はらわれた前提で。現在使用中の携帯 (iPhone4S) を格安 SIM へ乗り換えて使い続け、できるだけ家庭への負担を減らしたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方 7-1 に同じ。</p>
<p>■ 2015 年 5 月以前、既に発売された全ての機種も sim 解除の対象になるべきです！ 有料でも、今使っている携帯の sim ロックを解除したいです。そうしないと、今の契約が</p>	<p>■ 考え方 7-1 に同じ。</p>

<p>終わった後、もし格安 SIM などの MVNO を使いたい場合、新たな機種に変更しなければならぬ。2015 年 5 月から発売された新機種だけだと、不公平ではないでしょう。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 2015 年5月からではなく、現在契約している携帯も SIM ロック解除義務化が必要だ。さもないと、新しい携帯は高いので購入できず、同じ携帯会社にとどまらざるを得なくなる。結局この法案は骨抜きなのはわかっていてあえてジェスチャーとしてやっているのか？結局対象の携帯会社の携帯を買うのが高いので踏みとどまってしまうと思う。実質 0 円と言われ高いお金を払って買った携帯が携帯会社を変えることで全く使えなくなるのが問題なので、当然 sim ロック解除義務化は現在のものからすべき。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ 「ガイドラインは、平成 27 年5月1日以降新たに発売される端末について適用する。」とありますが、それ以前の端末については、SIM ロックの解除の義務については曖昧にされています。是非とも、平成 27 年5月1日発売以前の端末で、SIM ロックの手続きが本体の機能上可能である端末も、SIM ロック解除の義務があると明記していただきたいと思います。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ SIM ロック解除が義務化及び無償化されることを希望します。その際、過去に販売された端末(可能な限り古くから)が対象に含まれことが望まれます。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ 「7 本ガイドラインの適用等」の第 1 号後段、「それ以前に発売された端末について」については、態度を改められたい。すなわち、平成 27 年5月1日以降においては業務改善命令対象として厳格な適用を行政指導することは当然として、それ以前については業務改善命令対象にないとはいえ行政指導の対象にならないとは言えない。命令</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>

<p>処分を視野に入れた行政指導は過去に遡及できないものの、国民の利益をまもる目的のため、公共の電波資源を免許された特別な権利を得た事業者に対して、行政指導を執ることは免許する行政機関の責務として適切である。</p> <p>ソフトウェアで改修可能な機種については、事業者の経済的難易を考慮せず、SIMロック解除について過去に遡及し網羅的に行政指導を執られたい。例えば、2011年以降の機種に対して解除を行っている例がみられるが、それよりも十分にさかのぼるよう行政指導されたい。</p> <p>SIMロック解除の手数料については、このガイドライン以降は業務改善命令対象であることから、徴収せぬよう行政指導されたい。また、過去の機種に対するそれは定額となるよう行政指導されたい。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 2015年5月以降に発売される端末からにするのではなく、その時点で販売されてる端末も対象にするべき。</p> <p>また、改正案前では2011年以降に販売された端末とあるが、それはどうなってるのか？</p> <p>可能なものならすべての端末に2015年5月よりSIMロック解除するべき。</p> <p>ドコモはiPhone以外はSIMロック解除をおこなってるわけで、5月以降、iPhoneも対象にするべき。でないと買い控えが起こる可能性があると思います。2015年5月より可能な端末のSIMロック解除を望みます。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ SIMロック解除の対象機種は「2015年5月以降に販売する機種」と記載がありますが、現在すでに使用中の機種についても同様のSIMロック解除を行なうようにしていただきたい。また、キャリア側でSIMロック解除の機種制限(機種選定)ができるような記載がありますが、これについても、全機種SIMロック解除対象とし、各キャリア横並びのサービス・料金体系に風穴を開けていただきたい。SIMロック解除を選択する、し</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>

<p>ないは、消費者側の利益をもって判断すべきであり、キャリアの利益優先に基づいて判断すべきではない。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ やっと自由なキャリアを選択できるようになり嬉しい限りです。ガイドラインの適用を平成 25 年 5 月販売の機種からと限定しておりますが、やもすると今回のガイドライン改定の本来の効果は、割賦販売が終了する 2 年後からとなってしまうそうです。ぜひ 2 年前にさかのぼっての適応をお願いいたします。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ SIM ロック解除については、キャリアから買取済みの iPhone を含めていただくようよろしくお願いします。</p> <p>国内スマートフォンにおける iPhone の存在は、キャリアの経営に大きく影響している様です。iPhone は高価なため、キャリアとの 2 年契約と抱き合わせで購入するケースは多いと思います。中途解約する時は、キャリアから iPhone の残金をしっかり請求されます。完済した iPhone を利用して回線利用料が安価な MVNO を利用したいのですが、キャリアは、iPhone の代金完済後も永遠に iPhone に SIM ロックを掛け続けている状況です。au の場合、MVNO 出来る会社は、mineo だけとなります。mineo では、iPhone の基本 OS のアップデートに対応いただけず、Apple 社の問題で使えないと無責任な販売をして MVNO サービスの信頼を低下させ、その普及を阻害しております。この為 docomo 系で MVNO サービスを展開している IIJ 社に移行することができません。</p> <p>ここで言う iPhone は 5c や 5s のモデルで各社の電波の形式に対応できる機種です。iPhone に限らずスマートフォンの基本 OS のアップデートはセキュリティの観点でも対応して行くことが望まれます。</p> <p>これらを踏まえ、既に完済済みの iPhone の SIM ロック解除は絶対条件としていただきますよう強く要望するものであります。</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>

<p>au をはじめとするキャリアからの抵抗があるでしょうが iPhone に SIM ロックを掛けているのは、au などのキャリアの都合であり、端末代金の支払いが完了した以降も SIM ロックし続ける合理的な理由はありません。さらに、キャリアの都合で仕掛けた SIM ロック解除なのに、利用者に手数料を要求するとは愚の骨頂と言わざるを得ません。</p> <p>公共の電波を事業に利用しておきながら、既得権益にしがみついている au などのキャリアの目を覚まさせる一助になればと思い、ご提案するものであります。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 平成 27 年 5 月 1 日以前に販売された機種についても、同様な条件で解除できるよう、各携帯会社に指導していただきたい。</p> <p>また、可能な限り、前倒しでの SIM ロック解除にご尽力いただきたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方 7-1 に同じ。</p>
<p>■ 来年の五月以降に、販売される端末から SIM ロックを無料で解除義務づけということですが、おとしから販売されている端末からにしてください。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方 7-1 に同じ。</p>
<p>■ 最後に、2015 年 5 月以降に販売される端末への SIM ロック解除の義務化ということは、それ以前に購入した端末の支払いが終わっていても、SIM ロックがあることで特定のキャリアのサービスしか使用できない、一括購入乃至は端末支払いが終わった消費者にはそれでも端末の所有権が無いように思えます。何故 2015 年 5 月以前の購入端末の SIM ロック解除は義務化対象にはならないのでしょうか。是非 2015 年 5 月以前に購入したわたしの端末の SIM ロック解除を義務化していただきたいです。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方 7-1 に同じ。</p>
<p>■ 本ガイドラインが適用される対象の端末を広げるべきであると考えます。(LTE が開始された 2009 年 1 月移行に発売された端末まで適用するべき)</p>	<p>■ 考え方 7-1 に同じ。</p>

<p>平成 26 年現在、SIM ロックが掛かっている携帯端末はすでに多くの消費者に行き渡っています。平成 27 年 5 月以前に SIM ロックの携帯端末を購入した消費者は、SIM ロック解除の檀務化対象外となります。そのため、本ガイドラインの対象から外される携帯端末が増え、携帯端末はそのままに携帯電話事業者を別の業者と契約することができず、追加で端末代を負担しなければならないケースの方が増えます。一部の新規端末を買った消費者だけがこの SIM ロック解除の恩恵を受け、その他の消費者は利便性が乏しく損なわれたままです。</p> <p>SIM ロック解除を義務化する端末が拡充すれば、消費者は MVNO の契約を結ぶ機会が増え、事業者間の価格競争が促進されることが期待できます。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ (2)項目:7 本ガイドラインの適用等 の (1)</p> <p>該当部分: それ以前に発売された端末については、平成 26 年●月改正前のガイドラインの趣旨に沿って適切に対応することが適当である</p> <p>意見:</p> <p>本ガイドラインでは、平成 27 年 5 月 1 日以前に発売された端末については、改正前のガイドラインの趣旨に沿って適切に対応することが適当であると記載されていますが、それ以前に発売された端末についても、『端末の改造等をせずに SIM ロック解除が可能な端末』については、本ガイドラインを適用するよう努力することを求めることが適切だと考えます。例えば、ファクトリーアンロックサービスにより iPhone の SIM ロックを解除する仕組みが既に存在しています。ガイドラインの趣旨を考えると、すでに購入済みの端末を使って自由に事業者を選択可能にすることにより、利用者の利便性が向上することが期待できます。</p> <p>そのため、事業者に過大な負担を求めない範囲で、ガイドライン改正前に発売された端末についても本ガイドラインを適用する努力を求めることが適切だと考えます。以上です。</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>

<p>【個人】</p>	
<p>■ softbank の iphone5 を利用していました。端末は手元に残っていますが、現在はガラケーに機種変更したので iphone は只の ipod となっている状態です。当然 SIM ロックが掛かっているので他キャリアの SIM を入れても動きません。</p> <p>現在所有している端末についても SIM ロック解除に対応してもらえるようにしてほしいです。最近格安 SIM が増えてきたので、昔使っていた端末を有効利用したい！という人は多いと思います。来年から端末の価格が高騰しうる事も考えると尚更ではないでしょうか。是非、ご検討のほど宜しくお願い致します。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ 平成 22 年 6 月のガイドラインの 4 対象となる端末の、平成 23 以降発売のものから適用でないという意味がない。通信費の節約ができない。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ やっと、日本でも「SIM フリーな時代」が来るかと大いに期待している一人です。さて、改正ガイドラインでは、「平成27年5月1日以降新たに発売される端末について適用する。」となっており、それ以前の端末では、「改正前のガイドラインの趣旨に沿って適切に対応」とある。</p> <p>御存知の様に、それぞれの事業者には2年縛りがあり、新規端末の SIM 解除は余り期待できないと思います。以前の端末で有れば、2年縛りが終わって他社への乗り換えも可能でしょうし、海外携帯や中古端末の活用も進むはずで。</p> <p>是非とも、基準日以前の端末に対しても同様の扱いとなる様、御配慮下さい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ それと忘れてならないのは、現在すでに販売されている分です。総務省は”sim 解除が望ましい”とのガイドラインを作成していますが、各社に判断が委ねられているために、消費者が不利益を被っています。これらも(割賦)支払い完了分は、即刻アンロッ</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>

<p>クされるべきです。</p> <p>もう既に格安のデータ通信は電話も可能で消費者の支持を得ています。総務省においては常に消費者、国民のために、何がベストなのかという観点にてスピーディーな政治を実行していただきたいと思います。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 第7項の適用範囲について意見具申いたします。</p> <p>(1)本ガイドラインは、平成 27 年 5 月 1 日以降新たに発売される端末について 適用する。なお、それ以前に発売された端末についても、端末代金の精算が完了している場合は同様に取り扱う。それ以外の端末は、平成 26 年●月改正前のガイドラインの趣旨に沿って適切に対応することが適当である。</p> <p>意見理由</p> <p>適用範囲は、4項で原則として自らが販売した全ての端末について SIM ロック解除に 応じるものとする。とあるが、7項では適用範囲が付記されている。これでは、安易に事 業者に配慮したととれ、既に端末を購入した利用者にとって不公平である。</p> <p>利用者は、事業者から高額な端末を無料で譲渡されているのではなく、事業者が提供 する一般的に、2 年間の継続契約することを条件に、端末代金は無料となることで納得 の上契約し、事業者には利用料を適正に支払っている。また、事業者は、途中解約とな る場合、違約金と合わせ端末代の残金を利用者に請求しており、損害は発生していな い。これらにより、契約の完了した端末の所有権は使用者にあり、事業者がSIMロック を掛け続ける根拠に合理性が無い。</p> <p>SIMロックを掛け続けることで、利用者に以下の不利益が発生している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額な費用で購入したキャリア版の端末(iphone)は、SIM ロックがかけられ他社で 流用できない。 ・SIM ロック解除を求める目的は、高額なキャリアよりも、低価格な MVNO 事業者へ の移行が目的である。キャリア版の端末では、自由に MVNO サービス各社を選べない。 	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>

<p>・キャリアに問い合わせても合理的な回答がいただけない。(そもそも SIM ロックの説明がない。)</p> <p>以上 SIMロック解除の適用範囲を限定することは不公平となるため、意見具申いたします。 よろしくお願ひします。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 「本ガイドラインは、平成 27 年 5 月 1 日以降新たに発売される端末について適用する。なお、それ以前に発売された端末については、平成 26 年●月改正前のガイドラインの趣旨に沿って適切に対応することが適切である。」との改正案であるが、既に発売され、割賦販売の支払いが完了している端末については、「平成 27 年 5 月 1 日以降に新たに発売される端末に準じて、SIM ロック解除に有償又は無償で応じなければならない」と強制力を持たせた内容に変更することを要望します。</p> <p>特に、国内でのシェアが半数近い、Apple 社の iPhone については、海外では SIM ロック解除にしている国があるにもかかわらず、我が国においては、キャリアを変更する際には新規に購入するしかならず、この状況は解消すべきと考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ これはつまり、ユーザーが平成 27 年 5 月 1 日以前に購入した端末については「キャリアは現在と同じ対応が良い」という意味でしょうか。「法の改正は過去に遡って適用されない」という原則は理解できますが、例え従来のガイドラインの元で販売された端末であったとしても、キャリアでの端末購入後 2 年以上を経過し、端末代金の支払いを終えた端末については、その所有権はユーザーに帰すると考えて良く、SIMロック解除によって「携帯電話番号ポータビリティを利用して役務契約を締結している事業者を変更する際にこれまでの端末を使用したい(項目 1 経緯及び目的より)」というニーズに応えることが出来ると考えます。ただし弊害として、中古市場価値の上昇と、新機種への買い控えにより、端末メーカーに若干の影響が出る可能性があります。</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>

<p>【個人】</p>	
<p>■ 今回の改正により SIM ロック解除が限定的ながら促進されることは喜ばしい。</p> <p>ただし、改正の趣旨に対して、現在のガイドラインでは施行の時期と内容を考えるとその効果が出るまでに時間がかかると考えざるを得ない。なぜならば、SIM ロック解除のガイドラインがガイドライン (1) に記載された平成 27 年 5 月 1 日以降に販売される端末に対して適用されたとしても携帯電話の契約形態は「2 年縛り」と呼ばれる割賦販売がその大半であるため、SIM ロック解除の条件に端末代金の支払いが完了していることを条件にした場合 (この条件は妥当であるとする) にはその解除要求が購入者から出るのは早くても 2017 年の夏頃、ということになる。</p> <p>自動車を例に挙げるとすれば割賦にて車両を購入した場合、信販会社はその所有者となり、購入者は使用者として登録される。車両の代金の支払いが終了した時点で購入者は信販会社の所有権を解除することが出来る。</p> <p>ユーザーが支払いを終了した端末についても SIM ロックが継続する (現在のガイドラインによれば平成 27 年 4 月 30 日以前に販売される端末) 状態は、割賦の支払いが終了した自動車に対してもその所有権を信販会社が解除しないことと等しく、技術的制約も一部理解できるが商慣習、という面から見ると極めて異常である、といわざるを得ない。</p> <p>すなわち、端末側が対応しているのであれば (ガイドラインにも記載されているとおり国内のみならず海外も含めて端末仕様の共通化が進んでいることは周知の事実である) 今回のガイドラインが適用される以前の既販、支払いを完了した端末に対しても携帯電話事業者は SIM ロック解除要求に応じるべきである、と考える。</p> <p>早期に SIM ロック解除端末が普及することで現在利用者が少数にとどまっている MVNO 事業の推進、端末以外のサービス訴求による携帯電話事業者の競争の活発化に繋がると期待される。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方 7-1 に同じ。</p>

<p>■「SIM ロック解除に関するガイドライン」の改正案では、SIM ロック解除は、平成 27 年 5 月 1 日以降新たに発売される端末について適用されることとされていますが、既存の端末についても SIM ロック解除が適用されるべきです。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ ・平成 23 年度以前に発売された端末であっても申し出があれば SIM ロックは無料で解除されるべき</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ ガイドライン発効以前に発売されている端末についても、技術的に可能なものは原則として SIM ロックを解除するべきである。</p> <p>特に iPhone に関しては、SIM カード挿入部分に重ねて挿入することで SIM ロックを擬似的に解除する「SIM ロック解除アダプタ」という部品や、海外の非正規業者に日本円で 1 万円-5 万円の費用を支払い SIM ロックの解除を依頼する非正規の SIM ロック解除が横行しており、前者は端末の故障につながる恐れがあり、後者は代金を支払ったのに SIM ロックが解除されない詐欺的なトラブルが散見され、不健全な状態が続いている。</p> <p>加えて、役務契約を変更する際のスイッチングコストの抑制に関しても、既存端末の SIM ロックが積極的に解除された方がより短期間で効果が出るはずである。</p> <p>日本で発売されている全ての iPhone は海外で SIM ロック解除の実績があることから、技術的には既に発売されている iPhone の SIM ロックを解除することは可能なはずであるので消費者保護の観点から、ガイドライン改正発効前の端末も、SIM ロック解除が積極的に行われるのが望ましい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>
<p>■ 意見要望</p> <p>・規制開始以前に購入した支払いの終わっている携帯端末も SIM ロック解除の対象</p>	<p>■ 考え方7-1に同じ。</p>

<p>にして欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者側の意見要望なのか、消費者側の意見要望なのか、よく吟味して、消費者側に立って規制して欲しい。 ・意見公募を規制に反映してほしい。 <p>最近まで私はソフトバンクで SIM ロックされている iPhone5 を2年使用していましたが、収入が減ってしまい、月 7000 円以上の支払いが難しくなってきたので、MNPして IIJ にして、月 1800 円くらいのプランにしました。</p> <p>IIJ でその iPhone5 を使用しようと思っていましたが、ソフトバンクは納得できる説明をしてくれず、SIM ロック解除してくれませんでした。結局、SIM ロックフリーの携帯端末を持っていなかったの、8万円の SIM ロックフリーの iPhone6 を、1年ローンで購入せざるを得なかったです。</p> <p>一般的な報道では、2015年5月から販売される携帯端末が対象ととのことなのですが、2015年5月以前に購入した端末も支払いが終わっている端末は、手数料がかかっても良いで、SIM ロック解除の対象にして欲しいです。私のような消費者はたくさんいるはずで。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>意見公募について</p> <p>こういう意見公募は、業務命令で、自分の意見ではなく、会社の意見で個人で意見提出する人がいると思います。本当に個人で自分の意見を提出する人は面倒なので少ない気がします。よく吟味して、業者側の立場ではなく、消費者側の立場になって規制をお願い致します。</p> <p>私は一個人として貴重な時間を使って無給で意見しています。社会を良くしたいため意見しています。こういう意見を無駄にしないで、是非、規制に反映させてください。</p> <p>【個人】</p>	
<p>意見7-2 改正ガイドラインの適用前に発売された端末については現行ガイドラインが</p>	<p>考え方7-2</p>

<p>適用されることとなるため、利用者に対して誤解やトラブルが生じないような説明が必要。</p>	
<p>■ 本改正案の適用時期が平成 27 年5月1日とし、それ以前に発売された端末は、現行のガイドラインの趣旨が適用されるとあります。</p> <p>尚、利用者からは、本改正案の適用時期に係わらずSIMロックの解除の要望があると思われまますので、利用者に対して誤解やトラブルが生じないような説明が必要と考えます。</p> <p>【フュージョン・コミュニケーションズ((株)】</p>	<p>■ 改正前のガイドラインにおいても、利用者に対して対象端末や手続についてパンフレットやホームページ等により説明を行うこととしており、既存端末のうち SIM ロック解除可能な端末についても利用者に分かりやすく説明することが適当と考える。</p>
<p>意見7-3 「総務省で所要の対応を行う」という部分について、電気通信消費者相談センターへの相談を国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号を利用して対応すべき。</p>	<p>考え方7-3</p>
<p>■ 7 本ガイドラインの適用等 総務省で所要の対応を行うとあります。</p> <p>電気通信消費者相談センター 利用者が電気通信サービスを利用している際のトラブル等に関する電話による相談窓口</p> <p>国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号を利用し、対応していただきますようお願いいたします。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 今後の参考意見として承る。</p> <p>なお、「7. 本ガイドラインの適用等」の(2)に示した総務省による所要の対応とは、SIM ロック解除に関して改正ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じガイドラインの見直しを含めた将来的な検討を行うことを示したものである。</p>

全体に関する意見

<p>意見8-1 SIMロック解除には賛成。通信規格が複数あるため端末の仕様共通化を行うべき。</p>	<p>考え方8-1</p>
<p>■ 今回のSIMロック解除ガイドライン、大変意義のあることだと思っております。早速、解除に関するガイドライン、端末の仕様などについて意見させていただきます。</p> <p>国内に於いては通信規格の乱立、事業者専用端末の為、事業者乗換にあたって該当端末機の再購入と言う不便を強いられており、ここの是正の為に、端末仕様の共通化と言う項目を加える必要はあるかと思えます。</p> <p>初期販売に於いては端末の高額化は避けられないかもしれませんが、量産数の増加でコスト削減を見込め、事業者乗換にあたっては現在の端末機を乗換先の事業者でも使えるメリット、端末機再販売の際の市場還流力の増強などが見込めます。</p> <p>技適通過にあたってはこのガイドラインを考慮した認可をお願いしたいと思います。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 基本的に本改正案に賛同の御意見として承る。</p> <p>端末の仕様は一定の標準規格の下、競争の中で事業者や端末メーカーの判断により決定されるものであるが、利用者に対しては端末購入時に周波数や通信方式等の情報を十分に提供することが必要である。</p> <p>なお、技術基準適合性の確認については、本改正案で示したとおり、利用者がSIMカードの差替えにより技術基準等に適合しない端末を使用することのないよう、事業者は適切な措置を講じることが必要である。</p>
<p>意見8-2 他社の端末を持ち込んでの契約に対してのみ2年契約を強いるような不利なプランを事業者が提供することを規制すべき。</p>	<p>考え方8-2</p>
<p>■ 1. Auで、「以前auで使っていた端末を利用して新規契約だけしたい」と言ったら、「端末を同時購入すれば980円の基本料が、端末持ち込みにすると1980円と倍になるプランしか契約できない。」と言われた。<u>SIMロック解除が義務付けられても、このように契約プランを制限することで持ち込み端末が規制されたら、結局今と同様に新規端末を買われ、端末代割引をえさに2年間継続を余儀なくされることになってしまうので、このように顧客に不利になるプランについても規制してほしい。</u></p> <p>【個人】</p>	<p>■ 今後の参考として承る。</p> <p>事業者においては利用者の多様なニーズに応じたプランの提供に努めることが望ましく、総務省としても事業者による取組を注視してまいりたい。</p>
<p>■ また同時に他社製品の端末を持ち込んでの契約などでの環境を造る事をもっと通信事業各社に指導すべき。</p>	<p>■ 考え方8-2に同じ。</p>

<p>【個人】</p>	
<p>意見8-3 SIMロック解除を推進するガイドライン改正案に賛成。事業者がSIMロックを解除しない期間を極力短くすること、適切な情報提供の仕組み、既存端末についても可能な限りSIMロック解除に応じることについて希望。</p>	
<p>■ 要旨</p> <p>SIMロックの解除を推進する本ガイドラインの改正案に賛同します。SIMロックは、利用者の所有権等の権利を侵害するのみならず、利用者による自由な端末とサービスの選択を阻害し、端末を特定のネットワークに縛りつけ、利用者の利便性を阻害するものです。</p> <p>解除が可能とする開始日については、40日や60日で解除可能とする米国キャリアの条件や、遅くとも契約締結後6ヶ月とするフランスの規制などを参考にし、極力短い期間を規定することを希望します。</p> <p>SIMロック解除によりMVNOや他のMNOのSIMを利用したときの動作について問題が生じる懸念があり、端末とSIMの互換性について利用者に対し、MNO、MVNOに加え端末やOSの製造者も関わる形で適切な情報を提供する仕組みの検討が求められると考えます。</p> <p>本ガイドラインの適用対象として、平成27年5月1日以降新たに発売される端末だけでなく、現行のSIMロック解除ガイドラインに基づき、平成23年度以降に発売された端末についても技術的な理由などのない限り、業務改善命令の要件に該当しないとしても、ガイドラインの趣旨にのっとり、キャリアが極力SIMロック解除に応じることが求められます。</p> <p>【(一社)インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>■ 考え方3-1、考え方4-9、考え方5-2、考え方6-1、考え方7-1に同じ。</p>
<p>意見8-4 SIMロック解除の推進に賛成。</p> <p>日本の端末メーカーがSIMフリースマートフォンを販売すること、キャリアが通信回線の契約を伴わず、端末のみの販売も行うことを望む。</p>	<p>考え方8-4</p>

<p>■ SIMロック解除大賛成です。</p> <p>MVNO サービスを利用するとき、どの端末を買えばいいのかとても迷ったので、それが改善されるとおもうと、とてもうれしいです。</p> <p>スマートフォンを販売している会社のホームページを見ると、沢山の魅力的なグローバルバージョンがあります。どうして携帯ショップにはあれだけのモデルしか並んでいないのでしょうか。この流れで、日本のメーカーが sim フリースmartフォンを販売してくれたらな、と思います。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 基本的に本改正案に賛同の御意見として承る。</p> <p>なお、本改正案が端末の販売形態の多様化に資することを期待する。</p>
<p>■ アップルストアでやっているようにメーカー直売と家電量販店でスマホを買えると嬉しい</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-4に同じ。</p>
<p>■ 常恒考えているのは iPhone6 のように、端末の販売会社から SIM フリーの端末を直接販売して頂けないものかということです。国内の端末メーカー、例えばソニーなどが直接 SIM フリーの機種を販売して頂ければ、更にありがたいです。どうかそのような販売方法も、法案に取り入れて頂ければと願っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-4に同じ。</p>
<p>■ 各通信キャリアは、回線の契約を伴わない、“端末のみ購入”もできるようにすべきと思う。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-4に同じ。</p>
<p>意見8-5 事業者に対し、端末と回線のセット販売及び SIM フリー端末の販売の両方行うよう指導すべき。</p>	<p>考え方8-5</p>
<p>■ SIM ロック解除については概ね同意であるが懸念も多い。下記に私が考えた意見と</p>	<p>■ 基本的に本改正案に賛同の御意見として承る。</p>

合わせてご高察頂きたい。

回線とセット売りが原則とされてきた我が国の携帯電話販売市場では、まずこの問題は避けて通れない。まずは各通信キャリアに「回線とセット売り」と「SIM ロックフリー端末の販売」を並行させるようにしなくてはならない。

理由の一つとして、「回線とセット売り」を廃止することによるサービスの質低下が考えられる。これまで我が国の携帯電話業界は、「新製品の販売＝新サービスのPR」を兼ねてきた。この販売制度を仮に殲滅させてしまうと、我が国の携帯電話事業者は新サービスの開発力も落ち拡販も疎かになると考えられる。そこで私は上記の並行を、各事業者に義務付けるのがよいではないかと考える。例えば、諸外国の例で言うとアメリカ AT&T のような方法も各キャリアに促すのもありだと思ふ。こちらは iPhone の例であるが、2 年間契約が満了したものについては SIM ロック解除をインターネット受付で、無料でサービスを受取るというもの。

【参考】<http://www.tsukaueigo.com/archives/iphone-unlock.html>

Phone のように、OTT プレーヤが事業者を通じて販売するものについては原則 SIM ロック解除をしないということになっているが、上記のような手法であれば可能ではないだろうか。

次に「SIM ロックフリー端末の販売」であるが、現在は一部家電量販店やインターネットのみでしか買えないサードパーティ製品の販売だけが行われている状態である。今後のガイドラインによると、全事業者に義務付けるとのことだがそれだけでは不安材料は多いばかりである。何故ならば、前出に述べた「新製品の販売＝新サービスのPR」を兼ねることができなくなるおそれがあるからである。仮にこのまま各事業者のショップで、携帯電話を購入し「好きな電話会社を選べますよ」だけでは、心もとない。すでに飽和状態の各事業者が、何を持って PR するかといえば価格面だけの競争に陥る可能性がある。だから私は、サードパーティが販売している機種を各通信事業者のキャリアショップで扱うべきと考える。キャリアショップは自社のサービスのアフターフォロー窓口から、携帯電話に関するソリューションを総合的に提案できる窓口へ変化させることが急務であると考え。そうでもしなくては、SIM ロック解除を義務付

本改正案が端末の販売形態の多様化に資することを期待する。

なお、SIMロックは、利用者の過度な困込みを通じて利用者の利便性や適正な競争を損なうことが問題として指摘されており、こうした問題は、端末購入時にSIMフリー端末という選択肢を用意することにより解消されるものではないため、仮に事業者がSIMフリー端末の販売を行ったとしても、事業者は利用者の求めに応じてSIMロック解除に応じることが適当と考える。

けたところで日本の携帯電話市場に未来はないと考えなければならない。次に、各通信事業者に国から提言すべきことは「料金プランの異常な横並び体質」を是正させなければならないと考える。実質通話し放題プランしか選択の余地がないことでアフターフォローにかかる時間の節減や、ユーザーからの収益を確保することが目的だと思われるが SIM ロック解除が行われても各事業者がこのような流れをやめなければ、何の意味も持たないことは明白である。そこで私は各事業者に最低でも数種類料金プランの選択肢を持つことを義務付けることを、合わせて行っていただきたい。そしてこれから東京オリンピックを控えた我が国は、外国人のための通信手段確保を考えなくては、尚の事「ガラパゴス市場」となり世界からの孤立は加速する。原則各事業者が自粛しつつある、プリペイド制度を復活させることが急務である。例えば、振り込み詐欺に悪用されないようにすることはもちろんパスポートによる本人確認を必須とし、取り扱い窓口の記録から即座に購入者履歴を断定できるようにする。プリペイド契約者にはポストペイドと合わせて SIM の契約数上限を設けたり、ポストペイド利用者とのサービス差別化を図ることも検討する。プリペイド利用者であれば、ヘビーユースを必要としない、現在で言うところの通話し放題が不要な層や、データ通信利用がほとんど不要な層への訴求も可能になると考えられる。例えば、たまにしか外出をしない高齢の顧客については固定電話とセットでプリペイド回線を契約してもらい、固定電話とプリペイド携帯電話の通話残高を併用できるといった使い方をすることで、契約回線が減少している固定電話加入者の再発掘もできるようになるのではないだろうか。そうであれば、多少通話料金が高くても、非常時に使える携帯電話を FMC 代わりに運用してもらうのは有効な手段と思われる。

話がそれだが、結論として私は従来の「回線セット売り」と「SIM ロック解除義務化」については今後も併用することが望ましいと考える。日本の携帯電話の、極端な技術力や市場の矮小化を防ぐために急激に推進するのではなく、変化に対応できる市場の創世を希望したい限りだ。

【個人】

<p>意見8-6 SIM ロック解除により、端末価格の値上げや、契約の拘束期間の長期化、解約違約金の増額が発生するのであれば、本末転倒である。また、スイッチングコストの増加要因の一つである期間拘束・自動更新付契約における2年拘束契約の中途解約における解約料を廃止するよう指導すべき。</p>	<p>考え方8-6</p>
<p>■ sim ロック解除義務自体は賛成。</p> <p>但し、それによる端末価格の値上げや、キャリアの縛り(2年縛り)において、しばらく期間の長期化、解約違約金の増額が発生するのであれば、本末転倒である。</p> <p>本来先に実施すべきなのは、上記のキャリア二年縛り(あるいは二年を超えたらいつでも解約できる仕組みとする)をなくすことを検討すべであって、今の草案ではキャリアと官僚が癒着して、キャリアの都合のよい方向に進んでいると言わざるを得ない。</p> <p>キャリアの都合の良い=今のドコモのカケホーダイプランのような、今多くの人が通話よりもメールや sns 等によるデータ通信によるコミュニケーションに偏重している現状で、今更通話料金は基本料だけとうたい、実質、基本料の値上げにて利益を確保し、その支払いを利用者に強制している仕組み(今、ドコモにて契約し端末料金の割引をうけるためには、半強制的に新プランへの加入となる)。現状に即したサービスであるならば、通話定額は基本料に含めるサービスではなく、オプションとしての提供、あるいはデータ定額を基本料に含めるべきであるはず。(mvno のような)</p> <p>今回の草案も、キャリアがユーザーからサービス以外での料金(上記の端末代値上げや違約金増額)を徴収しやすくする仕組みを、法律としてが容認しかねない内容であると考えます。</p> <p>上記、キャリア縛りをなくす議論が進まない(故意に進ませない?)状況で、今回の sim 解除義務を進めるのであれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアの解除義務は、二年縛り以降であれば可能とする。(これは草案にもキャリアの自由のような記載がありましたが、キャリアに購入時から即解除させる義務がある必要はないはず。即解除を義務化することによる、端末価格上昇、契約期間の長期化、解約違約金の増額となるほうが、キャリア目線であり、ユーザー目線になっ 	<p>■ 今後の参考として承る。総務省としては、改正ガイドラインの適用後の状況を踏まえ、必要に応じガイドラインを見直すとともに、所要の対応を行ってまいりたい。</p>

<p>ていない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草案にある 2015 年以降の端末以降である必要性がない。上記のとおり、古い端末については、キャリアの新機能、新回線等が使えない可能性が高く、このような古い端末の sim ロック解除は義務化させるほうが、キャリアにとってもユーザーにとってもメリットがあるはず。 ・キャリアは法律に従い、解除義務を行っている ・新しい端末が欲しいユーザーは、キャリアの縛りがある間は sim 解除はおこなえない。新しい端末が優先。 ・sim 解除をどうしてもしたいユーザーは、古い端末か高い解除料を支払えばよい。sim 解除するほうが優先。 <p>上記の理由で、今の草案は上記のように改版すべきと考えます。以上。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ SIM ロックの解除を理由に端末代の値上がり懸念される。その主な理由として、SIM ロックがかかっている端末に対してキャリアは販売奨励金などを支払うことで、価格を下げている。</p> <p>そのため、現行の料金制度や販売制度のままでは SIM ロックフリーの端末を使うと、従来よりも端末代を含めた通信費が高額になるおそれがある。これでは SIM ロック解除を進める意味がないどころか、大多数の人にとって値上げになりかねない。</p> <p>そのため、キャリアには SIM ロック解除をされた端末については通信費での優遇を行わせるなどの措置が必要になると考えられる。</p> <p>また、MVNO については品質の著しく低い業者も参入しており、何かしらの対策が必要だと考えられる。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-6に同じ。</p>
<p>■ SIM ロック解除を義務化しても現時点では意味が無いと思われるが、逆効果として SIM ロック解除を義務化することで、価格の吊り上げ、2 年縛り以上の縛りの発生もし</p>	<p>■ 考え方8-6に同じ。</p>

<p>くは解約時の違約金の値上げが考えられる。</p> <p>不正な料金のつり上げおよび縛りを抑えることも同時に出さないと問題は無いのではないか？もしくは、そもそもキャッシュバックをしても利益が出る国民の財産と思われる電波を使ったサービスの価格帯が問題で、それを防ぐために、更なる競争の試練を与える必要があるのではないのでしょうか？</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ SIM ロック義務化で端末代金は今後更に高くなりますのでその辺りの対策なども考えて頂きたいです。例えば分割購入であっても他社キャリアやMVNO への乗り換えできちんと支払って行く事が前提ですが割賦契約は持続でき回線契約は他社キャリアでと言う事が出来るように統一すべきかと思います。現段階では割賦契約は持続出来ませんが SIM ロック義務化で端末価格が上がればキャリアもこれらをリース扱いとし解約時には返却と言う形になってくる可能性があります。一部キャリアの一部端末では既にこう言ったリース扱いにし途中解約時に端末回収と言うシステムになってます。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-6に同じ。</p>
<p>■ 意見：販売促進費と呼ばれる数年単位の割引サービスは契約を解約した際に一定額の解約金が発生する場合があるのにも係わらず端末価格を上げるのは非常におかしな点である。！わざわざSIMロックという改良(追加コスト)によって端末価格をいたずらに上昇させている。よってSIMロック解除が原則になったとしても端末価格を上げることは(SIMロック解除を理由にして)便乗値上げである。それは規制すべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-6に同じ。</p>
<p>■ 大手事業者が、やっている 2 年縛りと更新月の翌月その一ヶ月内に解約しなければ、解約料金がかかるこれをやめるよう大手事業者に、指導義務化すべきです。大</p>	<p>■ 考え方8-6に同じ。</p>

<p>手事業者からMVNO 事業者にMNP で移行できるようにすべきです。MVNO 事業者が大手事業者と同じ通話定額をできるようにすべきです。もともと持っているスマートフォン端末の故障などのサポートこれもしっかり大手事業者、MVNO 事業者が協力してできる体制をできるように指導すべきです。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ その一方で、携帯電話サービスの契約には「期間拘束・自動更新付契約」があり、これもスイッチングコストの増加要因の一つになっています。本改正のSIMロック解除と合わせて期間拘束・自動更新付契約の見直し等の総合的な対策により「自由に選べる携帯電話サービス」が推進されることを要望いたします。</p> <p>【フュージョンコミュニケーションズ((株))】</p>	<p>■ 考え方8-6に同じ。</p>
<p>■ SIM ロック解除改正案を拝見いたしました。一利用者として、全くありがたい法案です。</p> <p>現時点での日本の通信業者は、利用者に対して不利になる契約が大手を振ってまかり通っているように感じています。SIM ロックや2年縛り(解約月を過ぎたら2年経っても更に2年縛られ違約金を払わされる)など、日頃から多大なストレスを感じています。この法案の施行後、私は SIM ロック解除の端末を購入し、格安の SIM カードを使ってスマートフォンを利用する予定です。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-6に同じ。</p>
<p>■ 次にキャリアが行っている2年縛り。</p> <p>割賦を支払っている間は当然としても割賦を支払った後の自動更新は理解不能です。端末の代金を支払った後はいつでも違約金なしで解約に応じるように指導すべきだと考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-6に同じ。</p>

<p>■ 本体の価格はわかっているのだから、「2年縛り」「2年契約」「実質0円」もなくすべき。また自由な選択のための「違約金」も限定でとどめるべき。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-6に同じ。</p>
<p>意見8-7 SIMロック解除には賛成。ただし、利用者の選択肢を増やすこと、多額のキャッシュバックで長期利用者の通信料金が財源となっており不公平であること、などを踏まえれば</p> <p>① 端末販売と通信サービス提供とは分離すべき。(事業者は通信サービスのみ提供すべき。)</p> <p>② 端末の購入契約と通信契約は明確に分離すべき。</p>	<p>考え方8-7</p>
<p>■ 『携帯電話会社(通信網)と移動機(携帯電話本体)は分離すべき』</p> <p>私は過去3年以内に携帯電話機を10台程度契約してきました。もともとパソコンや携帯電話機に興味があったからさまざまな機種を使ってみたいという興味から契約回数が増えました。「電話番号そのまま、他社乗換のMNP」を使えば安価で契約できるキャンペーンが活発に行われており、利用してきました。携帯電話本体が0円になるどころか、商品券・現金(数万円)・雑貨グッズなどの粗品ももらえることが少なくなかったです。</p> <p>私は、こうしたキャンペーンが行われるのは不都合だと思います。キャンペーンのことなど考えない利用者の支払い料金が原資となっていると聞くからです。しかし、携帯電話会社が携帯電話機の販売を何らかの形で行う限り、こうしたキャンペーンはなくならないと思います。このたび、総務省が「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正案について意見を求めているとのことですが、SIMロック解除の項目が作られるだけで済まされてしまう気がしてならないのです。</p> <p>携帯電話会社は必ず裏道を作らざるを得ないでしょう。2年レンタル契約(端末販売の概念自体をなくしてしまう)、契約年数の増加、などの新しい契約を考えだしSIMロックを有名無実化してしまう気がします。私は過去に10台程度の携帯電話機を入手してきましたが、「携帯電話会社は物を売るのが目的ではない、サインを書かせて数か月の契約</p>	<p>■ SIMロック解除によって、利用者が端末と通信サービスをそれぞれ組み合わせるという点において、基本的に本改正案に賛同の御意見として承る。</p> <p>事業者が競争の中で端末の販売を行うこと自体は否定されるものではないが、端末契約と通信契約は、利用者の混乱を避けるという観点から、明確に区別されることが望ましいと考える。</p> <p>また、通信料金を原資とした端末購入に対する過大な販売奨励金及びキャッシュバックは長期利用者との間の不公平性を拡大させる点において問題があると考えます。</p> <p>多額の販売奨励金等の適正化については、情報通信審議会等において議論が行われ、まずは端末と通信サービスの分離等の競争環境の整備を通じて事業者による自主的な適正化を促すことが適当とされている。</p> <p>総務省としては、電気通信市場の公正な競争を確保するため、今後の状況を注視するとともに、必要に応じ適切な措置を講じることを検討してまいりたい。</p>

<p>を結び料金を得ることが最大の目的である」と感じています。複雑でわかりにくい契約を結ばせるだけだと思います。</p> <p>いっそ、携帯電話会社は通信網の整備だけ行い、販売は家電販売店だけが行うといった分離政策をとるべきではないでしょうか。複雑な契約は通信網だけに及ぶ形にするべきだと思うからです。以上</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ SIM ロック解除という形でなく、本来有るべき形の電話機は電気製品として、キャリアはサービスとして、別々に競争をして販売・契約をするようにすべきで、その為に環境整備が必要ならば直ちにすべきと思っています。</p> <p>また、SIM ロックを解除すると日本の携帯ではそもそも日本国内でしか使わない用に出来ていて、海外の SIM を入れても電話機の電話帳機能が使えないので、発信国と受信国を認識させる仕組みや電話帳機能に国番号を入力出来る様にしないと使い物になりません。私は、iPhone と android 以外にガラ携や phs も使っていますが、特にガラ携が問題です。一時期よりスペックダウンしてて買い替えを出来ない状況ですから、SIM ロックを解除するとフル機能の高スペックの新型が必要になります。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-7に同じ。</p>
<p>■ SIM ロック解除化でまずは端末販売と通信の分離を求める。修理対応も端末メーカーが行うことになり、アフターサービスの差などで端末を選ぶ動きが出てくるかもしれない。そして、回線と ISP サービス(メールアドレス)も分離し、メールアドレスを維持したまま回線を変えることができるようになることも将来的には希望する。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-7に同じ。</p>
<p>■ 全ての携帯電話事業者(データ通信専業、MVNO を含む)には(販売時もしくは一定期間経過後)無償で SIM ロック解除を行う原則を適用すべきである。</p> <p>携帯事業者の競争が進んだ 2000 年以降、事業者の施策は競合事業者からの顧</p>	<p>■ 考え方8-7に同じ。</p>

<p>客争奪に終始しており、各事業者の自社顧客は金銭的インセンティブにおいてその恩恵を受ける事は全くないのが現状である。そのインセンティブの原資は紛れもなく既存の顧客であるが、その顧客を流出させない為だけの施策としてSIMロックが存在している。この施策は顧客を蔑ろにするものであり、今後の改善も期待できないことは過去の経緯や事実から明白である。</p> <p>これらの問題が発生する根本的な原因は「携帯機器と荷役である携帯サービスが不可分である」がためであり、機器販売と荷役とを販売段階で分離することを義務付けるのが選択する自由という観点から消費者にとって最善の策と思える。SIMロック解除はこうした不本意な機器販売と荷役のバンドルが半ば義務付けられている現状から選択する自由を消費者が得る促進的効果を期待できる。また、海外との往来が不可欠な我が国において海外における安価な現地携帯事業者のSIMが利用できず高価な国内携帯事業者のローミングだけというのでは、顧客に不自由を強いており相当な利便性が損なわれている。</p> <p>【個人】</p>	
<p>■ 「業者・端末の変更を行う利用者と長期利用者との間の不公平性も助長」について 端末の購入契約と通話・通信役務契約は明確に分離すべきである。</p> <p>端末代金を一定期間(2年間)月額料金から割り引く料金体系により、事業者の変更や解約が制限されている。また、長期契約者は割り引きを享受できず、料金体系の不公平さの要因となっている。</p> <p>契約期間を拘束することにより計画的に設備投資を行いたいという事業者の意図も理解できる。だが、通話・通信役務契約に対する期間契約のみで実現可能である。端末の購入契約と一体とすることは利用者の権利を必要以上に制限している。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-7に同じ。</p>
<p>■ 現在、大手移動体通信事業者の主要な料金プランをみると、端末の価格によらず利用者の毎月の支払い料金が同一となっているケースがあることから、端末と料金</p>	<p>■ 考え方8-7に同じ。</p>

<p>が実質的には一体となっていないか、確認すべきと考えます。</p> <p>【(一社)インターネットプロバイダー協会】</p>	
<p>■ SIM ロック解除義務化は賛成である。</p> <p>通信方式の違いによる問題については、第4世代以降は全事業者統一にすることとし、端末メーカーの開発コスト削減につながるのではないかと考える。当然、キャリアごとの作り分け(キャリア独自のコンテンツサービス等の対応)もSIMフリー前提となればなくなるだろう。</p> <p>端末価格は、高くなるか安くなるかはわからないが適切価格になるであろう。現在、DELL社のVenue 8がLTE対応の有無の価格差が5000円であるにもかかわらず、SONY社のXperia(TM) Z Ultraの場合、キャリアモデルにはテレビ機能があるという違いで、38000円と56000円と18000円の差である。ただ、キャリアモデルの場合、パケットパックや2年契約などの条件付きで機種変更で実質27000円、新規契約・MNP転入で実質20500円になる。各種割引がパケットパックなどのオプションからしか引けないのもある種の縛りやキャッシュバックである。</p> <p>新規契約やMNP転入者の販売促進費の財源は長期利用者からの利用料金であるものと推測されている。いわゆるお得意様を大切にせず、移り気な利用者からの分捕り合戦の消耗戦となっており、移動体通信市場がおかしくなっているのではないかとと思われる。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-7に同じ。</p>
<p>■ また、高性能の端末を購入しても2年で機種変更とか、同じキャリアで機種変更するより乗り換えの方が利用料金の割引を受けられるなど、長年の利用者はなんの恩恵も受けられず、2年ごとに大手通信業者間を乗り換えながらの使用が得となるシステムにも疑問を感じています。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 考え方8-7に同じ</p>

意見8-8 SIMフリー携帯端末市場の育成こそが需要。	考え方8-8
<p>■ SIMロック解除義務化による料金面での競争の促進については、現在の携帯端末の販売システムの改革がともなわないと、その実効性は乏しく、SIMロック解除義務化によらないSIMフリー携帯端末市場の育成こそが重要であると感じる。</p> <p>各携帯電話事業者が使用を認められている電波の周波数帯は、それぞれ相違している。Androidを中心とする携帯端末の開発はメーカーとの共同で行われているとはいえ、その販売が携帯電話事業者の主導で行われている以上、当然、その携帯端末の使用周波数帯は、仕様上、各事業者の使用周波数帯に適合するものとなる。LTE回線について言えば、利用者が携帯電話事業者が販売する携帯端末で、NTTドコモ、au、ソフトバンクなど大手携帯電話事業者3社共通で使用できる周波数帯は、現在、Band1(2.GHz)のみである。このため、利用者が使用する携帯端末のSIMロックを解除し、携帯電話事業者を移ったとしても、各社が提供する回線サービスをフルに活用することはできない。電波上の制約による繋がりの面での不安に加え、特に、今後、本格的に導入が進む(本来の意味での)4G時代における中心的技術であるCA(キャリアアグリゲーション)による高速通信サービスやVOLTEなどの音声サービスを十分に利用できないというのが現実である。このため、周波数帯の制約を受けないiPhoneのようなマルチバンド携帯端末などの開発が必要であると感じるが、利用者の困り込みを志向する携帯電話事業者が主体的にそれを推進するとは考えにくい。結局のところ、今後とも従前通り携帯端末を買い替えざるをえないのではなかろうか。一方、MVNO市場においても、その回線は、NTTドコモの寡占状態であるため、NTTドコモ以外の利用者にとっては、同様に制約を受けることから、その魅力は薄れる。正直なところ、SIMロック解除の義務化はさほど重要でもなく、昨今、目にしつつある海外メーカーを中心としたSIMフリー携帯端末市場を育成、拡大することこそが重要であると感じる。もし仮に、携帯端末メーカーが、携帯電話事業者が販売する携帯端末に劣らない高機能で魅力的なSIMフリーマルチバンド携帯端末を開発し、かつ安価にこの市場で販売されるならば、利用者にとっても充分選択肢のひとつとなり、携帯電話事業者の高価な端末を購入する動機は薄れる。この市場が拡大すれ</p>	<p>■ 基本的に本改正案に賛同の御意見として承る。</p> <p>本改正案が端末の販売形態の多様化に資することを期待する。</p>

<p>ば、携帯電話事業者が自ら販売する携帯端末にSIMロックを施すことの意味は薄れ、MVNO事業者を巻き込んだ料金面での競争が促進すると思うのである。そのために、行政側が取り組むべきは、携帯電話事業者に対して、SIMフリー端末を購入し携帯電話事業者と契約しようとする利用者が、料金面、サービス面、または、サービスに関するプログラムの提供の面において同等に便益を享受できるようにする施策、一方、携帯端末メーカー、特に国内メーカーに対しても、携帯電話事業者に依存しないSIMフリー端末の開発を促す施策を一体的に進めるためのよりいっそうの議論の継続であり、今般のSIMロック解除義務化については、その一里塚として期待したい。</p> <p>【個人】</p>	
<p>意見8-9 SIMロック解除を申請した者に不利な扱いとならないようにすべき。</p>	<p>考え方8-9</p>
<p>■ ・SIMロック解除を申請しなかった契約者に対してポイントを付与するといった、SIMロック解除者との差をつけることは基本的に不可として欲しい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 御指摘の点については、改正ガイドラインの運用において配慮してまいりたい。</p>

その他の意見

1	<p>■ 2. ドコモがかけ放題プランを決め、他社が追随する形になり、大量に電話をかける企業が得をし、ほとんど電話をかけない者にそのしわ寄せがきている。<u>ほとんど電話をかけないのにかかけ放題プランしか選べなくなり多額の基本料を払わないといけないのはおかしいと思う。選択肢の自由が奪われている。</u>このような横暴なやり方についても規制してほしい。</p> <p>* 複雑な割引プランでの呼び込みにうんざりしている。なんとかしてほしい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p> <p>なお、「ICTサービス安心・安全研究会」の報告書において示されているとおり、音声通話についても、今後 VoLTE の導入が予定される中、引き続き各事業者において利用しやすいサービス及び料金プランの検討が行われることが適当と考える。</p>
2	<p>■ 意見を公募しているようですので、この機会に是非言わせて下さい。</p> <p>総務省とは一体誰のためにあるのでしょうか？3大キャリアの為なのでしょう か？国民のためなのではないのでしょうか？</p> <p>国民が気づいていること</p> <p>○3大キャリアによる寡占、それによる高額値段横並び。</p> <p>○2年縛りまた、2年1ヶ月を過ぎると、再度2年縛りの自動継続になり、違約金に10000円取られる。</p> <p>最近格安SIMなど頑張っている事業者も出てきて、私も活用させていただこう と思っております。3大キャリアだけが莫大な利益を得る時代は、今の時代にそ ぐいませぬ。</p> <p>ではどうすれば、、、総務省なら！それが出来るのです、是非、3大キャリア だけを優遇するのをやめて頂きたいです。端末メーカーが減ったのも、キャリア に売らせるからだと思えます。小売で世界中に売る。まだソニーが残っていて、 まだ間に合います。よろしく願い致します。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p> <p>なお、情報通信審議会においては、移動通信市場では事業主体が実質的に3グループに収れんされ、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されているとの指摘等を踏まえ、MVNOの更なる普及促進のための環境整備等を含めた移動通信サービスに関する競争の促進に向けた提言が取りまとめられている。</p>

3	<p>■ また、一枚のSIMカードで複数のキャリアを使えるようなSIMも検討していただきたい。例えば、日本ではドコモ、ヨーロッパではドイツテレコム、アメリカではAT&T とかを契約があればカードの抜き差しなしで電話機本体で切り替えが出来て、または自動切り替えで、使えるようなSIMを導入してほしい。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p>
4	<p>■ 一方 MVNO は他社の間借りで格安で提供しているという形態であり、インフラ費用の負担という意味で公平性があるのかもしれない。そのため、現在 3 円のユニバーサルサービス料も数十円～数百円まで値上げするが、トータルは現状維持となるような料金を求めてもよいのではないか。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p>
5	<p>■ 今改正案に対して意見を申し上げます。まず、参考資料である「モバイル創生プラン」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由に選べるモバイルサービスの推進 <p>意見：サービスの自動更新ではなく、一定期間（例えば最低継続期間の更新月およびその前後）に書面もしくは電子サービス（電子メール・利用者専用サイト）・店頭などで通告および契約をやるべきだと思われる。解約可能期間の延長も必要だが解約料金も一部で裁判が行われるほど法外と言われておりそこも御省に指導していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安くて安心して使えるモバイルの推進 <p>意見：MVNOはMNOに対して少なからず「下請け」のような形になっており、MNOの動向や通告指導によりサービス自体の継続が不可になる可能性があるため、MVNOに対してMNOからの法的な保護（もしくは支援）が必要になると思われる。但しMVNO事業者がそこを逆手に取りMNO事業者との契約を超えた行動をする可能性があるためMVNOに対する法的な指導も必要とする。MV</p>	<p>■ 本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p>

	<p>NO事業者に対する規制緩和も同時に必要である。</p> <p>・モバイルの更なる高速化 意見：携帯電話向け電波も有限な資源であり、国としても国民及び訪日外国人に無料もしくは低額の公共WiFiサービスをするべきである。但し、携帯電話向けの電波は日本の広域的な安定した通信を行うので必ず必要であり、訪日外国人を増加させるという国の指針に対応できるように訪日外国人に向けての通信事業サービスの支援も必要と思われる。</p> <p>【個人】</p>	
6	<p>■ 国内法(電波法)では技術基準適合証明(以下、技適)の審査および承認を受けなければ国内で使用したら国内法に違反するにもかかわらず国内から渡航国へはSIMカードの差し替えで容易に使用できるような今説明は、国内や渡航国では両方とも使用できるような書きぶりである。渡航国でも渡航国の日本における電波法に相当する法律に縛られることを記載するべきである。</p> <p>もしくは技適に海外の技適にあたるFCCやCEなどの国際的な電波法との包括的な相互承認体制(国内における計量法や国際相互承認協定)を締結する必要がある。私的意見としたら海外に行く機会や海外に住む日本人(日本国籍)が日本に帰ってくる時に現地の電波法に適合にするかは調べてもわかりづらいので国際相互承認協定を推奨する。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 国外での電波法に相当する法律等の規定については、ガイドラインに記載することは適当ではないと考える。</p> <p>後段については、国際的な周波数割当てが3地域に分かれていることや国ごとに電波の利用状況が異なることにより、各国の携帯電話端末の技術基準に相違があり、現状において早々に御提案の国際相互承認協定を締結することは困難であるため、将来に向けた課題として今後の参考として承る。</p>
7	<p>■ 3)国際的基準から鑑みると、我が国の主な通信方式は技術的に進歩している為、国外製の通信端末が持ち込まれた場合の対応について、その役務についても通信事業者に対しては指針を示すべきと考える。何故なら、外国で使用している通信機器と同時に当該機器に装着中のSIMカードは、いわゆる「ローミング対応」となっているが、我が国の通信事業者が、SIMカードのみの販売(回</p>	<p>■ 本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p> <p>なお、現行制度では、我が国の通信事業者が販売するSIMカードを国内で使用する場合は、我が国の技術基準に適合したこ</p>

	<p>線のみの新規契約)を可能として、同時に国外製の通信端末機器に適合する国際通信基準を満たすものであることを盛り込む必要があると考える。</p> <p>【個人】</p>	<p>とが確認された端末のみが利用可能となっている。</p>
8	<p>■ ・5(3)技術基準適合性の確認等</p> <p>上記に意見した通り(基本的な考え方の所)で渡航国で使用することを想定するのに海外端末(技適を通過していない端末)を国内で日本国籍の人が使用できないのは人種差別に当たる可能性がある。訪日外国人は例外的に許されて日本国籍が海外端末を使用するのは法律違反というのは非常におかしな点である。事情により海外で暮らす日本国籍の方が国内に海外端末(技適を通過していない)を持ち込み使用すれば逮捕される可能性を考えていただきたい。</p> <p>技適は通過していないが海外の電波法(FCCやCEなど)との国際相互承認協定を結べば国内でも使用できるように電波法の改定を要望する。加えて電気通信事業者法にも改定が必要になる可能性もある。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 電波法では携帯電話の利用者に対する国籍による制限等はなく、例えば、国際ローミングにより国籍に関係なく日本国内において海外の携帯電話を利用することが可能である。</p> <p>後段については、国際的な周波数割当てが3地域に分かれていることや国ごとに電波の利用状況が異なることにより、各国の携帯電話端末の技術基準に相違があり、現状において早々に御提案の国際相互承認協定を締結することは困難であるため、将来に向けた課題として今後の参考として承る。</p>
9	<p>■ 直接的なSIMロック義務化に関係してないかも知れませんがいくつかご意見させていただきます。</p> <p>新規、機種変更などの端末購入時に「一括」または「分割」支払いしか出来ない場合が多く月の端末の支払い代金、月の支払い額を出来るだけ抑えたい場合に頭金として契約時に数万円や半分を頭金として支払い月の支払い額を抑えたり早く残債を減らし2年未満でも一括清算しやすい環境にないと言う事。端末の分割購入の場合に自分の事情やタイミングで自由に一括清算がなかなか出来ないと言う事。例えばボーナスが入って様々な支払いをし残ったお金を端末代金の残債を一括清算しようと思ってもいきなりショップに行ってもその場で支払えず一括清算の申し込みをし締め日のタイミングなどにより2カ月後などの料金とまとめて請求と言うかたちになりこう言った環境から2年未満での解約や</p>	<p>■ 本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p>

	<p>他社キャリアへの乗り換えタイミング、MVNO への移行などが自由に出来る環境ではまだないと言う事。</p> <p>【個人】</p>	
10	<p>■ 前提に意見があります。ほとんどの通信事業者は、端末の所有権を利用者に設定していたはずで、端末は、誰のものですか。所有権が利用者にあるにも関わらず、所有する端末の制御は、通信事業者にあること自体が理不尽な条件であると考えます。契約が成立していれば何でもそのとおりとなるのは分かりますが、そのような理不尽な契約を規制するのが国の役目と考えます。</p> <p>SIMに限らず、Sの携帯電話(ガラケー)は、テレビ機能も契約を取りやめると見えなくしてしまいます。所有権が利用者にあるのであれば、見えなくすることは器物破損にあたるのではないのでしょうか。どうしてもというのであれば、端末は通信事業者の所有物とし、利用者にレンタルするという形を取るべきです。(所有者が通信事業者であれば、しっかり減価償却などの経理処理はしていただくべきです。)所有権に関し正しく考え、正しく規制すべきと考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 所有権の如何にかかわらず、SIMロックは利用者の過度な囲込みを通じて利用者の利便性や適正な競争を損なうことが問題として指摘されているため、事業者は利用者の求めに応じてSIMロック解除に応じることが適当であると考えます。</p> <p>なお、後段については本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p>
11	<p>■ 4)本ガイドライン施行に伴い、日本国内の通信事業者は、不正競争防止法について同業者間での協議を行い、企業コンプライアンス・ガバナンス、等、一定の基準を策定し、これと同時に利用者の立場になり、適切な改定(料金基準の引き下げによるサービス)を「行政指導指針」に盛り込むべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p>
12	<p>■ 携帯、スマホセキュリティーの面で信頼してません。自分の道具として認めていません。この改正前は契約会社の利益を守る為の規約だったのでしょか。決められていない事も多かったのですか。これだけ国民が依存してしまっているのですから。統一した規格が必要なのでは、使う人の為の道具ですから。お隣</p>	<p>■ 本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p>

	<p>さんが泥棒、空き巣でめちゃくちゃにした銀行口座。やっとソフトバンクと契約できました。遅いんだよ。高いんだよ目ざましに使うくらいなのに。在日ナンチャラ本部からの電話は無くなりました。交渉相手がちがうんだよ。</p> <p>【個人】</p>	
13	<p>■ 5)本ガイドラインでは、「ナンバーポータビリティ」についての明示がなされていない。SIMロック解除を全面的に通信事業者が行うことで、事業者による通信端末の販売独占等が緩和され、利用者(ユーザー)は、自由に通信事業者変更と同時にナンバーポータビリティサービスを受け、且つ、通信端末機器を新規購入することもなくなる為、この点についても十分な説明義務を事業者に指導すると同時に、本ガイドライン文中にも『明文』化されたい。以上</p> <p>【個人】</p>	<p>■ 本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p>
14	<p>■ SIM ロック解除に関するガイドラインの改正案に関して以下のとおり陳述する。電気通信に関わる法律により NTT 民営化法及び電気通信に対してその法律を根拠として総務省は 800メガヘルツ帯域の指定保有免許や 2.4ギガヘルツ高帯域使用電波による公共の福祉による電気通信としての通信の秘密を遵守することを前提にして免許制により許可要件として電波使用を各社に定めて使用されている。</p> <p>なので許可要件として公共の電波を特定の電話開発業者に割り当てをして料金に関してその使用料を根拠として徴収する事の意義が本来問われる事になります。</p> <p>当然品ユニバーサルサービスの斡旋費用も特定の料金に対して含有として含まれた料金体形として否応なしにも電話1台につき支払いが義務化されています。</p> <p>海外に自を向けるとSIMを販売できる携者と携帯本体のみを販売できる</p>	<p>■ 本改正案とは直接関係のない御意見ではあるが、参考として承る。</p>

難者がありますがなぜか日本ではすべてにおいて SIM を発行できるのは携帯の販売会社により特定として規制されています。根本からその縛りの呪縛を取り除かないと本題の一掃とする根本の解決に至る事象として解決しません。その縛りに執着したまま残す選択しか考えないのであれば本来の SIM 自体をなくす機械をもって販売の第 1 線とすれば根本としての SIM の考え方自体はもう古い古典的な考え方であると断罪しなければなりません。

要するに SIM をフリーにする縛りにたいしてその携帯の販売を義務化することは結果として氾濫という根拠しか残さない事象として本来の SIM としてのいみすら失う結果となります。

またその SIM という大義に対して固着した視点を転換し、且つ、顧客ニーズという大別を与える事はつまりドコモでも SIM の形状の変化ですら金銭を要求して事務手数料を徴収している実態は実は違法であります。sim は特定の電話管理会社から貸与として借り受けるものであり、遺失以外にて現品を返納して差し替えにて小さい SIM に形状変更しても本来事務手数料を徴収できる根拠が法令によりないのにドコモでは漫然として事務手数料を徴収して取り替えとして電話料金以外により金銭を要求している実態があります。

貸与品は返納すれば形状が変化するだけで機能はは変化しなくて小さい SIM になるだけで事務費が 3000+税金が発生してかかります。本末転倒である。ならばじめから契約できる会社のみを選択して SIM の存在自体を国が否定すれば当然法令により SIM の貸与販売の斡旋を禁止します。すると SIM の論争は無くなり、SIM 差し替えによる電話がらみの犯罪もなくなります。ようするにすべての SIM を回収する法律を義務とします。携帯を購買契約すると 12 桁から 20 桁の SIM データ番号にすべて今後設立される事が要請される総務省の管轄の独立行政法人 SIM データ管理機構を設置して同じ住民基本台帳にリンクさせて 20 桁の SIM データ番号を付与できる体制にします。

登録に必要な住民基本台帳の読み取りカードの地方自治に関する促進施策として同じ総務省内でタッグアセスメントとして東京オリンピックの年をめぐると

して日本での SIM のカードの使用を禁止します。SIM に代わるものは先ほどの 20 桁の SIM カードデータです。

住民基本台帳の IC カードが無いと SIM データの割り当てが受けられないシステムとします。まず促進の施策として携帯を新たに使用するという飴をぶら下げて SIM 番号の公布は地方自治法による特別徴収として 1000 円として市役所の窓口にて住民基本台帳を提示して自ら本人が出願して番号公布を受けた事により SIM そのものをなくせる事としてまた警察庁などから礼状により問い合わせのある裁判所調査においては SIM 番号 より特定の本人しか付与されない番号なので悪用される事は皆無である。

その上で契約の主体をドコモやソフトバンクや KDDI などの業者に端末のみを購買して契約すると国は電波使用料として 700 円窓口手数料として 300 円を地方行政に支払う仕組みとします。ようするに住民基本台帳のカードが無いと携帯に加入できなくすることにより犯罪に悪用される事を最低限として実施します。なので住民登録の無い人は今後、携帯は買うとはできなくなります。住民基本カードは窓口交付せず郵送にて必ず転送不要として本人確認郵便にて配送します。20 桁の番号の編集は簡単で前の 10 桁は住民基本台帳番号＋現在の保有する SIM カードの番号とします。携帯を個人にて複数台契約されるときは台数分の窓口の原本で公布される 1 枚 1000 円の印鑑証明程度の大きさの SIM カード番号が記載された原本が必要となり 10 台あるときは 10000 円必要となります。

その代わりその SIM 番号は携帯に加入するときに必ず原本の提出を義務とします。その原本は提出したら返納は絶対にしない縛りとして携帯各社はまとめ配達により独立行政法人 SIM データ管理機構宛にその原本を郵送のみとして送付します。そうすることにより携帯各社より掲出された SIM データの差数と原簿の数の差数を合わせて決済することにより総務省は実際に契約されたデータをもとに SIM データの稼働率を計算して国会に提出してその実質稼働率分の 1 台 1000 のうちの 700 円が・総務省特別会計として SIM データ管理財産

費として計上され余剰分は国家納入されて地方自治法による地方交付税交付金充当不足金勘定に充当される仕組みとします。なお実際に転売の目的で携帯を購入して転売することは正義に反するとして不正に STM データーを乱用または私別の目的の意義を問わず悪用した者は 10 年以下の懲役または 1000 万円以下の罰金とすることで厳正に取り扱いが行われる事として携帯電話に関わる振り込み詐欺行為などの犯罪が多発する時の通信手段として転売の携帯電話を不正に取得した SIM の差し替えが慣行している事は公共の福祉に反するので実施する内容は携帯電話のインターネットでの販売の禁止する事または自粛するガイドラインを作成して犯罪の幫助に使用されることを抑止する狙いがあります。要するに単純に SIM をフリーにする目的としてのみであると氾濫という事象により本来の機能を失う恐れの方が高いので SIM 自体を規制してアップルコンピュータ社のアイホンのように SIM の必要としない機種のみを総務省が型式認定を実施すればよいのでガイドラインに盛り込むそうすることによりさらに携帯の乗り換えや携帯の制作事業会社様においては経営不振であった国内事業の一時立て直しとして SIM データを本体に書き込むタイプとします。実は SIM のスロットを内部に設置して形態各社の店頭端末のみで書き込み処理ができるという事にして SIM 番号は登録されます。

どうやって SIM 番号の枚数を管理するかは簡単で書面の SIM 番号の原簿の右下に 2 次元 QR を取り付けて発行日より有効を 1 ヶ月とします。QR には番号公布日と有効期限と何枚目かを記録します。

お店で原本を提出して契約するときに SIM 番号のバーコードを読み取り QR を読み取ります。お店の端末は独立行政法人 SIM データ管理機構に接続されており 2 時間以内にサーバーに反映します。受託事務は総務省と信頼関係にある NTTDATA 社を指名入札対象として受託事務斡旋を実施します。総務省の SIM データ管理機構は各 通信会社よりまとめ郵送されてくる SIM データの原簿を回収して 1 ヶ月の間保管して登録が確認されたら半紙溶解して古紙に売却して王手の王子製紙などに古紙販売して管理機構の経費は独立採算としま

す。SIMデータ管理機構の役員人事は幹事委員会の委員長は総務大医が兼務するとして法令により監査はすべて大臣官房により実施される特別管理として66歳等の定年延長の総務省職員ポスト無し者の受け皿として配置する。その場合もすべて出向として総務部人事課付けにて出向として実務を現場にて実施してもらう事により大量のSIMデータの管理に邁進してもらうことにより早期退職勧奨対象者受け皿としても有効活用することします。なお登録の不一致があった場合は理由の如何に問わずして次回より行政窓口によりSIMデーターの原簿は出なくなるシステムとします。携帯の初回の加入の精度とその制度のハードルをあげることは結果してSIMフリーとは政府がSIMカードの使用を制限して差し替えによる犯罪を防ぐ目的とします。

なお東京オリンピックの開催時期までに新携帯端末のSIMなしの本来のSIMフリーの機種に対して行う事であり、認定形式も指定によりSIMの差し替えのできる機種に対しては付与しなければ結果としてそのSIMは使用する意義が無くなりSIMフリーの論争そのものがなくなります。119番や110番のみ将来的にSIM番号と連携して特定の割り出しにより犯罪の抑止や緊急通報者の特定や位置情報の指定により保護活動事務をやりやすくする方法も総務省の力が必要であります。緊急災害発令時のみに安否確認として携帯のSIM情報をリアルに位置情報としてその所の助役以上の市長などの管理者の秘書程度に限り査閲して位置情報の報告により救護信号を携帯に一斉に送信するシステムも可能となります。すべてにおいて地方行政にてSIMデータを特定管理することは結果として総務省令に災害救護支援基本法に盛り込むべき大切なビッグデータであることは皆無無き大切な事柄である提示して終わります。

【KM ファクトリー】